

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| 総務常任委員会会議録 | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----|--------------|
| 日 時 | 平成 28 年 7 月 1 日 (金) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 散 会 | 午後 6 時 2 5 分 |
| 場 所 | 第 2 委員会室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 山田委員長、安齋副委員長、酒井（隆裕）・斉藤・濱本・ 佐々木各委員 | | |
| 説明員 | 市長、教育長、副市長、総務・財政・教育各部長、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p> | | | |

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は、人事異動後の初の委員会でありますので、異動した理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「平成29年度組織改革について」

○総務部副参事

平成29年度組織改革について説明させていただきます。

初めに、平成29年度組織改革基本方針についてをごらんください。

この基本方針は、三つの項目で構成されております。一つ目の項目は、組織改革の必要性及び目的、二つ目は、組織改革の基本方針及び見直しの視点、三つ目は、組織改革の実施手順としております。

「1 組織改革の必要性及び目的」では、平成16年と平成20年の組織改革が財政再建を目的に組織のスリム化を図り、その後も相当数の職員数の削減に努めてきたこと。しかしながら直近の組織改革から8年経過し、さらなる組織体制の見直しが欠かせない状況に至っており、平成29年度を目途に全庁的な組織改革を実施することとしたことを記載しております。

次に、「2 組織改革の基本方針及び見直しの視点」では、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応するための組織づくり、市民ニーズの多様化に的確に対応し得る利便性の高い組織づくり、業務の効率化、省力化及び集約化による効率的な組織づくりの三つを基本方針とし、それぞれの基本方針に沿った見直しの視点を掲げております。これらの基本方針と見直しの視点に基づき、各部で検討し、現在、各部見直し項目を担当で集約しているところであります。

また、「3 組織改革の実施手順」では、組織改革に向け、市長を委員長とし、副市長、教育長及び各部局長で構成する小樽市組織改革検討委員会を設置するとともに、各部庶務担当課長をメンバーとした幹事会で協議を重ね、将来あるべき組織を再構築することとしております。そして、本年10月を目途に組織改革案を決定し、パブリックコメントにより市民意見も聴取した上で、本年第4回定例会に条例案を提出する予定としております。

次に、組織改革（案）決定までのイメージ図をごらんください。

組織改革（案）の決定まで三つのステージを設け、各ステージの目標に対し、原部、事務局、検討委員会、幹事会に分けて、それぞれが実施する項目を設定しております。

右端には、各定例会で報告し、又は御審議いただく項目を掲載しております。

具体的に申しますと、まず第1ステージの7月31日までは、原部意見の集約の目標に対し、事務局で原案を取りまとめ検討委員会に報告いたします。さらに、新たな見直し項目を加え、見直し素案を作成し、それぞれの課題を共有する中で、第2ステージの課題解決の方策につなげてまいります。第2ステージの9月30日までは、課題を解決するため、原部と事務局、さらには事務局と幹事会で具体的な協議を行い、課題の解決案をまとめ、検討委員会で協議し、意思決定をしております。その中で、平成29年度に実施する分と同年度以降に継続協議する分に分けて見直し案を策定し、その見直し案によりパブリックコメントを実施してまいります。第3ステージの10月31日までは、見直し案に対し、必要に応じてパブリックコメントの意見を反映させ、最終的に検討委員会で組織改革案を決

定するとともに、職員組合に対して提案してまいります。その後、12月の第4回定例会で条例改正案の御審議をいただき、明年4月に組織改革を実施する予定としております。

○委員長

「小樽版DMOに関する検討経過について」

○（総務）企画政策室富樫主幹

地方創生加速化交付金の2次募集、第2回定例会補正予算に関連し、小樽版DMOに関する検討経過について、お配りしております資料に基づき説明をいたします。

資料、小樽版DMOに関する検討経過についてをごらんください。大まかに地方創生の流れ、関連する国の動きなどの二つの視点で、時系列で整理しております。

今や、本市の基幹産業の一つである観光関連産業につきましては、滞在型観光や着地型観光の推進、教育旅行の誘致やインバウンド推進などによる一層の高度化が課題とされてきたところであり、地元経済への波及効果の拡大が求められてきたところです。

また、市内には観光に関連する団体等が幾つか存在していることから、効果的、効率的なプロモーションや受入れ態勢の整備を行う上で、観光推進組織としての小樽観光協会の機能を強化し、事業を推進する上での収益体制を見直しすることについては、これまでも庁内の政策検討会議などで継続的に検討されてきたところです。

このような中、国が地方創生を強力に推進するため、新たに交付金を創設し、対象となる取り組みに観光まちづくりも含まれていたことから、本市観光の課題を解決するための手法の一つとして、交付金を活用できないか検討してきたところでもあります。この間、小樽市総合戦略にも関連する記載のある日本遺産事業の創設や、今回、経過を御説明する日本版DMO候補法人の登録制度の創設など、本市の目指す観光の高度化に合致する国の施策が続きざまに打ち出されたところです。

日本版DMOという呼称は、実は昨年秋ごろから、ちらほら聞こえ始めてきたものですので、皆様におかれましては新たな概念という印象をお持ちかと思われます。しかしながら、その役割は、関係者の合意形成、各種データ等の収集・分析、データに基づく明確なコンセプトによる戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立、あるいは観光事業と戦略の整合性の調整、仕組みづくり、プロモーションなど、従来、観光協会や本市の観光振興室が果たしてきたものです。

折しも、旧北海道農政事務所の取得に関する検討とあわせ、観光協会と市観光振興室の役割分担の見直しを行っていくところであり、着地型観光を推進するための旅行商品の開発等は、収益性を重視するDMOの事業例として紹介されておりますが、本市のこれまでの観光振興施策とも合致しているところでもあります。官公庁の支援メニューも、DMOに対する支援を中心に再編がなされているところであり、本市観光の高度化のため、推進組織である観光協会の機能強化に早急に取り組むべきであることから、地方創生関連交付金の財源の確保という観点からも、観光推進組織であるDMOの形成には前倒しで取り組むべきという考えの下、今定例会での提案となったものであります。

○委員長

「次期総合計画策定に係る市民等アンケート調査の実施について」

○（総務）企画政策室品川主幹

平成31年度からを計画期間とする次期総合計画の策定に係るアンケート調査の実施について、お配りしております資料に基づき説明いたします。

まず、調査の目的としましては、市民、市内の町会・団体、市外在住者が、市政の現状や将来などについてどのような考えを持っているかを聴取・分析し、次期総合計画策定のための基礎資料とすることを目的に、郵送によるアンケートを実施するものであります。

次に、アンケートの概要についてですが、市民アンケートは、市内在住の18歳以上の男女3,000人に対して、「小樽に暮らしていて感じること」「市の施策の現在の満足度と今後の重要度」などを調査する予定です。地区別アンケートは、市内の町会、自治会、約170団体に対して、「町内会で行っている活動について」「運営や活動の課題について」などを調査する予定です。団体別アンケートは、経済、建設、教育、福祉などの市内の約200団体に対して、「力を入れるべきまちづくりの分野について」と「小樽市の将来イメージについて」について調査する予定です。市外在住者アンケートは、東京小樽会会員及び関西小樽会会員約400人に対して、「小樽市への移住等について」と「小樽市の将来イメージ」について調査する予定です。

続いて、スケジュールについてですが、8月にアンケートの実施、9月から12月に集計・分析・報告書作成を行い、平成29年第1回定例会で結果報告の上、次期総合計画の策定作業に反映にさせていく予定です。

なお、これらの調査費は、総合計画策定関係経費として当初予算措置済みです。

○委員長

「石狩湾新港港湾計画（軽易な変更）について」

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

石狩湾新港港湾計画の軽易な変更につきまして、石狩湾新港管理組合より、5月19日付で事前に協議がありましたので、説明させていただきます。

資料の1枚目については、平成27年7月に改訂された石狩湾新港港湾計画図であります。同図の中央部、赤丸で囲まれた部分が、今回、計画変更の箇所となっております。

資料の2枚目については、計画図の新旧対照図であり、石狩湾新港の中央地区における左側が変更前、右側が変更後の土地利用計画となっております。

変更の内容としましては、本年10月から建設予定がある北海道ガス株式会社のLNG火力発電所計画を踏まえ、中央地区の土地利用区分を「危険物取扱施設用地」から発電所が建設可能な「工業用地」へ変更するものであります。

北海道ガスとしては、本年4月から開始された電力の全面自由化に伴い、今後の電力需要の進展を踏まえ、石狩湾新港のLNG基地内に高効率ガス発電設備を建設することを決定したとのことであります。

建設概要としては、燃料は調達される天然ガス、発電容量は7万8,000キロワット、運転開始は2年後の平成30年10月予定とのことであります。

石狩湾新港管理組合からは、石狩湾新港管理組合議会や地方港湾審議会の審議を経て、本年9月には港湾計画の軽易な変更に関する概要を公示したいと聞いております。

なお、本件につきましては、小樽商工会議所及び小樽港湾振興会に意見照会を行ってございましたが、それぞれ意見がない旨の回答がありました。

市といたしましては、これらを踏まえ検討した結果、本件につきましては同意したいと考えております。

○委員長

「北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画（案）【土地利用計画・施設整備計画等編】について」

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画（案）【土地利用計画・施設整備計画等編】につきまして、お配りしている資料に基づき、内容を御報告いたします。

表紙から2枚めくっていただきまして、目次をごらんください。

本計画は、「Ⅰ まちづくり方針」「Ⅱ 整備計画」の大きく二つの章から構成されております。

さらに、「Ⅱ 整備計画」につきましては、「1 計画条件の設定」「2 土地利用計画」「3 施設整備計画」「4 道路計画」の四つの項目に分けて整理しております。

それでは、「Ⅰ まちづくり方針」ですが、1 ページ、2 ページをお開きください。

ここでは、まちづくり方針の全体像について記載してございます。

2 ページの上をごらんください。

まちづくりの整備コンセプトとして、新幹線整備効果を地域全体に生かすまちづくり「小樽の新たな玄関口の形成」、位置づけとして、主に北関東、東北、道南方面からの玄関口、役割として、移動の中継地点ということで整理しております。整備方針を平成26年度に取りまとめた、課題解決のための対応の方向性から導き出し、「(1) 調和のとれた土地利用の形成・観光との連携」「(2) 交通ネットワークの形成」「(3) 地域環境を生かした街並み・景観等の形成」「(4) 交通結節点における機能・施設の導入」の四つとし、さらに個別方針の項目をまとめております。

3 ページ以降 7 ページまでに、その個別方針の考え方を整理しております。3 ページをお開きください。

調和のとれた土地利用の形成・観光との連携としては、四つの項目を整理しており、主なものとしたしましては、中心市街地との連携として、基本的に新駅周辺での大規模商業施設の立地など、新たな核の形成は抑制する、土地利用の規制・誘導として、現状の土地利用をベースとしながらも、無秩序な開発を抑制すること、駅前広場、駐車場を適正に配置することとしております。

4 ページをごらんください。

交通ネットワークの形成として四つの項目を整理しており、主なものとしたしましては、JR 各駅などの交通拠点とのアクセスとして現道の活用を基本とし、必要に応じ道路の改良を検討するなどとしており、2 次交通の確保・充実につきましては、新駅と小樽駅を結ぶことを基本に考えることとしております。

7 ページをお開きください。

地域環境を生かした街並み・景観等の形成として、3 項目を整理しており、主なものとしたしましては、小樽らしい魅力ある景観形成を図ることとしております。

次に、交通結節点における機能・施設の導入として 3 項目を整理しており、主なものとしたしましては、駐車場の整備としては、新駅の利用促進の観点も考慮し、整備することとしております。

8 ページをごらんください。

ここからは、「Ⅱ 整備計画」についてまとめております。

北海道新幹線の開業に伴って、これまでの地域間の人の流れは大きく三つ、飛行機からの転換、在来線からの転換、移動時間短縮等による誘発といった変化が生じると予想されます。

9 ページをお開きください。

交通量の算出ですが、算出に当たっては、表Ⅱ-1-1 のとおり、北海道新幹線の速度、小樽市の将来人口を、それぞれ想定し、C 1 から C 4 の四つのケースで推計を行っております。

10 ページをごらんください。

ここでは、新小樽（仮称）駅の交通量の算出の考え方を示しております。算出に当たっては、推計した北海道新幹線の交通量を各新幹線駅で案分を行っております。さらに、新小樽（仮称）駅周辺に駐車場を確保することなどにより、札幌駅から新小樽（仮称）駅に利用を転換することが考えられるため、その転換利用者について加えることとしております。

11 ページ、12 ページをお開きください。これが、四つのケースについての交通量の算出結果であります。

表の真ん中ほどに、新小樽（仮称）駅の利用者数が記載しております。青の棒グラフが 1 日平均、緑の棒グラフが年間の利用者数となり、札幌からの転換利用者のあり、なしのケースで示しております。その結果、利用者数の最小が C 1 の転換利用者なしの場合で、1 日平均約 700 人、年間約 27 万人、最大が C 4 の転換利用者ありの場合で、1 日平均約 1,600 人、年間約 60 万人となっております。

13ページ以降、18ページまでに土地利用計画を記載しております。

15ページをお開きください。

図Ⅱ-2-3が、土地利用計画図となります。新小樽（仮称）駅周辺区域を一点鎖線で囲っている範囲と設定し、道道沿線の緑色の点線で囲っている範囲を景観誘導区域として設定しております。

次に、ゾーンの設定についてですが、新小樽（仮称）駅正面となるエリアのピンク色で示している範囲を交通結節・交流ゾーン、その右側の黄色で示している範囲を駐車場ゾーン、左側のオレンジ色で示している範囲を利便機能誘導ゾーンとし、これらのゾーンは、現状の土地利用を駅の整備に合わせて、あるいは将来的に変更を検討するゾーンとなります。緑色で示している範囲を住宅ゾーン、紫色で示している福祉ゾーン、水色で示している範囲をものづくりゾーン、青い丸の点線で示している部分を河川環境活用ゾーンとし、現状の土地利用をベースとしております。

16ページ、17ページに、設定した各ゾーンの考え方を示しており、土地利用の変更を想定している三つのゾーンについて説明いたします。

16ページをごらんください。

交通結節・交流ゾーンは、駅前広場、駐車場、多目的な利用ができる交流の場を整備することとしております。駐車場ゾーンは、中長期駐車場、観光バスの駐車場を配置することとしております。利便機能誘導ゾーンは、民間企業の進出希望があった際には、事業者、地権者など、関係者との調整を行い、このゾーンへ誘導することとしております。

18ページをお開きください。

景観整備の方針を示しており、住民・事業者・行政の協働による魅力的な景観を形成することなどを記載しております。

19ページから28ページまでに、施設整備計画を記載しております。

主な点といたしましては、20ページをお開きください。

駅舎についてですが、「ホーム、コンコース等新幹線運行に関わる施設」のほか、付帯施設として「レンタカー受付」などを想定しております。

22ページをお開きください。

駅舎のデザインについては、「歴史・文化」「自然・都市」「生活・活動」の観点から三つの方針を定めております。

23ページをお開きください。

駅前広場についてですが、規模の算定に当たっては、98年指針といわれる国の基準と新駅の特性などを踏まえて、必要な施設を積み上げる方式で必要施設を推計しております。推計に当たっては、1年間のピークとなる年末年始のときの利用者数も考慮し、最小がケース1の700人、最大がケース4のピーク時の5,400人に対応できる施設の推計を行っております。

24ページをごらんください。

利用者数とは別に、駅の特性として必要な施設を関係機関との協議も含め、積み上げしております。

25ページをお開きください。

表Ⅱ-3-2では、それぞれの算出結果を記載しており、最大となる積み上げ式の結果を駅前広場の施設規模としております。なお、これらにつきましては、まだ今後の検討や関係者機関との協議が必要ですので、確定したものではありません。あくまで現時点の案ということで、御理解をいただきたいと思っております。

26ページをごらんください。

駐車場についてですが、駅前広場外での設置を基本としており、駐車台数としては、乗用車300台、観光バス10

台程度を想定しております。駐車場につきましても、今後の検討が必要ですので、確定したものではありません。

27ページ、28ページをお開きください。

これまでに想定した駅前広場及び駐車場の施設整備で、2案を図面で示しております。2案とも、駐車場については違いはありませんが、駅前広場が、27ページのケース1では、バス・タクシーと自家用車の動線を分離しており、28ページのケース2では、バス・タクシーと自家用車の動線が一部ふくそうする案となっております。それぞれに長所・短所があり、今後これら以外の案も含めて検討することとしております。

29ページ以降、31ページまでに道路計画を記載しております。これは、新幹線の開業に伴う交通量が市内の交通に及ぼす影響について、交通量推計を用いて検討するものです。

29ページ、30ページをお開きください。

推計方法といたしましては、第4回道央都市圏パーソントリップ調査結果を利用すること、推計条件として、新小樽（仮称）駅の利用者数を最小と最大のケースで使用することなどを記載しております。

31ページをお開きください。

交通量推計を、表Ⅱ-4-3に記載しており、各路線とも混雑度が1.0を超える区間はなく、市内道路への影響は少ないものと判断しております。

32ページをごらんください。

参考資料として、新駅周辺への出店アンケート調査結果をまとめております。

○委員長

「軽自動車税督促状の納税証明書の不具合について」

○（財政）納税課長

軽自動車税督促状の納税証明書の不具合について報告いたします。

まず、概要でございます。軽自動車税の納付書には、車検時に使用する当該軽自動車税に過年度の滞納がない旨の証明をする納税証明書が添付されております。納税証明書部分については、過年度の滞納がない場合には、車両番号等に期限などが印字されるようになっておりますけれども、滞納がある場合には、当該欄にアスタリスクが印字されることとなっております。

しかしながら、このたび、平成28年度の督促状の納税証明書において、過年度の滞納があってもアスタリスクではなく、車両番号や期限等が印字され、過年度に滞納がないことを証明してしまっていた事実が判明いたしました。

なお、このふぐあいにつきましては、平成25年度から発生しているものでありまして、25年度で301件、26年度で238件、27年度で208件、28年度で169件となっております。169件のうち、来年5月末までに車検のものは77件となっております。

判明した経過でございますけれども、今月20日に軽自動車税の督促状を発送したところ、翌々日の22日に納税者からの指摘があり、判明したところでございます。

原因ですが、平成25年度の現行システムの導入時に、小樽市用にシステム改修を行ったのですが、その改修プログラムの一部に誤りがあったものでございます。

ふぐあいの発見が遅れた理由でございますけれども、まず1点目といたしまして、システム導入前の個別作業のテスト時には正常ではあったのですが、実際の運用時に、その他の作業の影響で、過年度滞納情報が正しく反映することができなかったというふぐあいでございます。テスト段階では気づくことができなかったものであります。2点目といたしまして、小さなスクーターなど、車検が必要ない車種の督促状では常にアスタリスクが印字されることとなっているため、当該ケースにおいてのみアスタリスクが印字されていないということに気づきにくかったという事情がございます。

問題点といたしましては、滞納があるにもかかわらず督促状の納税証明書を利用して車検を受ける、あるいは受

けてしまったケースがあり得るというものでございます。参考までに、過去の誤った督促状で、滞納があるにもかかわらず車検を受けてしまった件数は、11件、そのうち現在も滞納状況が続いている件数は、6件となっております。

対応策ですが、誤った督促状、正しいものと差し替えてほしい旨記載した文書と返信用封筒を対象者に送付しております。また必要に応じて電話や臨戸にて説明を行ってございます。

最後に、再発防止策ですが、今回のふぐあいについてのシステム改修は既に終了しておりますが、今後に向けては、システム改修等があった際には目視による全件確認を行うなど、再発防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

「インターネット利用等に関する小樽市のルールについて」

○（教育）学校教育支援室大山主幹

インターネット利用等に関する小樽市のルールについて説明させていただきます。

教育委員会では、新たな取り組みとしてインターネット利用等に関する小樽市のルール、おたるスマート7を6月6日に公表いたしました。

本市の児童・生徒においては、これまでも携帯電話やスマートフォンの所持率が高く、利用時間が長いという現状から、携10運動を実施し、情報モラル教室やネットパトロールを実施するなど、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、利用時間等の改善がなかなか進まない状況にありました。インターネットなどの長時間利用は、生活習慣の乱れはもとより、いじめや犯罪等に巻き込まれる危険性があり、家庭での学習時間の減少により学力にも影響するものと考えております。

そこで、愛知県刈谷市や兵庫県明石市など、児童・生徒や保護者が主体的に話し合い、ルールづくりを行っている他都市の取り組みを参考に、本市においても同様の取り組みを通してインターネット等の適切な利用につなげていきたいと考えました。

教育委員会では、昨年11月より、市内全ての学校の児童・生徒と保護者から、ルールの内容やルールを守るための取り組みについて意見を集約したところ、ルールについては189件、ルールを守る取り組みについては145件の意見が寄せられました。そして、意見が多かったものや本市の児童・生徒の状況、他都市の取り組みなどを参考にしながら原案を作成し、再度、全ての学校の児童・生徒と保護者から原案について意見をいただき、作成されました。

このルールは、教育委員会や学校が作成したものではなく、実際にインターネットなどを利用する児童・生徒や保護者がみずからの問題として主体的に考えることにより、自分たちでつくったルールだからみんなで守っていこうという意識を醸成し、望ましい生活習慣を確立することが大きな特徴となっております。

6月6日の公表日には、市内全ての中学校から代表の生徒が集まり、積極的な話し合いの下、「まず持とう マナーとブレーキ 心のタイマー ～そこから始まる第一歩～」というキャッチフレーズを決定するとともに、代表生徒と参加した市P連の代表者が決意表明を行いました。

本ルールの内容については、資料にあるとおり、児童・生徒が守る四つの約束と保護者が守る三つの約束で構成されております。

また、ルールを守るための取り組みとして、学校、家庭の取り組み内容を明確にするともに、教育委員会においてもポスターやチラシで啓発し、各学校における取り組み状況を定期的に把握するなどして、本ルールが確実に定着するよう努めてまいります。

○委員長

「公立高等学校配置計画案（平成29年度～31年度）について」

○（教育）学校教育支援室成田主幹

公立高等学校配置計画案について報告いたします。

本年 6 月 7 日に、北海道教育委員会が、平成29年度から31年度までの公立高等学校配置計画案を公表いたしましたので、資料に沿って説明いたします。

この配置計画案は、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、中学校卒業生数の状況を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応した学校、学科の配置や規模の適正化を図るために、平成29年度から31年度までの高校配置の計画を策定するとともに、平成32年度から35年度までの見通しを示すもので、今回は、その案が示されたものです。

1 枚目の配置計画案の概要にありますとおり、平成30年度の小樽商業高等学校と小樽工業高等学校の再編により設置する新設校の学科名として、商業に関する学科として流通マネジメント科、情報会計マネジメント科、工業に関する学科として機械電気システム科、建設システム科の 4 学科が示されました。また、生徒の多様な興味・関心や進路希望等に応じた主体的な学習が可能となるよう、単位制を導入することもあわせて示されました。

本編の 6 ページをごらんください。

(2)、①再編統合等の表中、平成30年度の後志学区に、先ほど申し上げました新設校の学科名が記されております。

それから、7 ページ、(3) 単位制の導入の表では、平成30年度の後志学区に新設校について記載されております。

続いて、15 ページをごらんください。

ここでは、後志学区高校配置計画案が記載されております。この表の上段には、後志学区内と小樽市内の中学校卒業生数の推移が記載されております。その下には、学区内の各公立学校の今年度の状況が欠員を含めて記載され、右に進むと、平成29年度から31年度までの計画、その中には、先ほど申し上げました平成30年度の商業高校と工業高校の再編、新設校について記載され、さらには平成32年度から35年度までの見通しが記載されております。平成32年度から35年度までの中学校卒業生数の推移を見ますと、学区内では205人の減少、市内でも133人の減少が見込まれることから、平成32年度から35年度までの後志学区の見通しとしては、4 年間で 3 から 4 学級相当の調整が必要などの見解が示されたところであります。

○委員長

「小樽市学校給食センター・小樽市学校給食単独調理校調理等業務委託業者について」

○（教育）学校給食センター副所長

小樽市学校給食センター・小樽市学校給食単独調理校調理等業務委託業者の選定について御報告いたします。

小樽市学校給食センター及び単独調理校 2 校の調理業務につきましては、業者委託しており、平成28年 7 月 31 日までの契約となっております。そのため、新たな委託業者の選定について、公募型プロポーザル方式で業者選定を行うこととし、本年 4 月 7 日に選定委員会設置要綱を制定、学識経験者、学校長、PTA 代表、教育部長、財政部契約管財課長、保健所生活衛生課長、学校給食センター栄養教諭の 7 名からなる選定委員会を組織しました。

5 月 24 日に、応募 2 業者からプレゼンテーションを受け、その後、選定委員による採点の結果、株式会社東洋食品を選定いたしました。

契約期間は、給食センターは平成31年 7 月 31 日まで、単独調理校は平成29年 3 月 31 日まで、契約金額は、給食センターは 4 億 2,400 万円、単独調理校は 870 万円となっております。

○委員長

「潮見台シャンツェ整備事業について」

○（教育）生涯スポーツ課長

潮見台シャンツェ整備事業について報告申し上げます。

潮見台シャンツェ整備につきましては、昨年 9 月の総務常任委員会で事業の変更について報告をさせていただいておりますが、平成 27 年度に工事に先行して実施しました調査設計業務の結果、基礎地盤がやわらかく、当初想定していた工法での施工が難しく、安全対策等、新たな対応が必要となるため、全ての工事を行う場合には事業費が大きく増加すること、また工期が 7 から 8 カ月かかることが見込まれることが判明いたしました。

このことから、平成 28 年度につきましては、降雪期となる競技シーズン前で工事が完了でき、少年団の練習や大会開催にも支障を来すことがないように、安全対策として必要となるランディングバーンの防護柵設置について、事業費 2,400 万円で実施したいと考えております。

なお、アプローチ部分の整備につきましては、今後、冬期間の利用状況や安全の状況を見ながら、改めて平成 29 年度以降に検討してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 7 号について」

○（財政）税務長

議案第 7 号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律、学校教育法等の一部を改正する法律及び年金事業法等の一部を改正する等の法律の改正に伴い小樽市税条例等の関係規定を改正するもので、主な改正点は 5 点でございます。

1 点目は、法人税割の税率変更についてであります。法人税割の適用税率については、本市は軽減税率を適用しており、平成 29 年 4 月 1 日、事業年度開始分から現行の 12.1% から 8.4% とするものであります。これは、地域間の税源の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税、法人税割の税率引き下げに合わせて地方法人税の税率引き上げを行い、その税収全額を地方交付税の原資とするものであります。施行日は、平成 29 年 4 月 1 日であります。

2 点目は、軽自動車税の見直しについてであります。消費税 10% アップに合わせて廃止が決定している道税である自動車取得税の代替財源として、軽自動車税の取得時に、その価格の一定割合に、燃費基準値達成度を 3 段階に分けて区分し、申告納付される環境性能割が導入されます。従来の自動車取得税は、道税でありながら税収の約 4 割が市町村への交付金の原資とされていることから、環境性能割については直接市税の扱いとされることとなりました。これにより従来の軽自動車税は、種別割と名称を変更いたしまして、環境性能割との二本立てとなります。

なお、環境性能割の事務に当たっては、しばらくの間は、北海道が自動車取得税の例に倣い賦課徴収減免の事務を行うこととなっており、本市は、税収を受け取る一方、その 5% 分の徴収事務手数料を道に対して支払うこととなります。このほか、27 年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例については、1 年間延長することとしたものであります。施行日は、平成 29 年 4 月 1 日であります。

3 点目につきましては、地方決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の導入についてであります。これは、電気事業者のよる再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する、認定発電設備に係る課税標準の特例措置など、7 項目にわがまち特例が導入されることとなり、これに合わせ、従来、本市に該当物件がないとして、わがまち特例に規定してこれなかった津波防災地域づくりに関する法律における管理協定に規定される一定の避難施設や都市再生特別措置法に規定する一定の備蓄倉庫などの 6 項目についても、今後、必要性が生じること等を考慮し、改めて規定したものであります。

なお、市町村に裁量権のある特例割合の決定に当たりましては、庁内関係部の意見照会を行った上で、全ての規

定に標準の参酌割合を使用することとしたものであります。施行日は、公布の日からでございます。

4 点目につきましては、入湯税についてであります。これは、学校教育法等の一部を改正する法律の改正に合わせ、従来の小・中学校における修学旅行中の引率者及び随伴者に対する入湯税課税免除を義務教育学校、いわゆる小中一貫校に対しても適用するものであります。施行日は、公布の日からであります。

5 点目は、医療費控除の特例の創設についてであります。これは適正な健康管理の下で、医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持・推進及び疾病の予防への取り組みとして、予防接種や健康診断などの一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に医薬品から市販薬に転換された、いわゆる「スイッチOTC薬」の購入費用が年間1万2,000円を超えて支払った場合、その購入費用のうち1万2,000円を超える額を所得控除するもので、10万円を限度額とするものであります。なお、現行の医療費控除とは併用することはできません。施行日は、平成30年1月1日であります。

また、このほか、法令の改正等に伴う引用条項の移動など、所要の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第10号について」

○（教育）美術館副館長

議案第10号市立小樽図書館条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、市立小樽図書館、小樽市総合博物館、市立小樽文学館及び市立小樽美術館が、それぞれ設置する協議会の委員について公募による委員を加えるとともに、所要の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第13号、議案第14号について」

○（消防）総務課長

本委員会に付託されております議案第13号、議案第14号、動産の取得について説明いたします。

まず、議案第13号ですが、これは銭函支署及び朝里出張所に配備している災害対応特殊消防ポンプ自動車2台の更新を行うもので、契約金額は8,337万6,000円で、株式会社北海道モリタと契約を締結する予定であります。

次に、議案第14号についてですが、これは消防職員が火災活動等において着用する防火衣209着を更新するものであり、契約金額は5,530万1,400円で、北海道市町村備荒資金組合の資金を適用するものであります。

なお、北海道市町村備荒資金組合は、株式会社ササキと契約を締結する予定であります。

また、納入期限は、両議案とも、平成29年3月31日であります。

○委員長

「議案第15号ないし議案第17号について」

○（財政）契約管財課長

議案第15号ないし議案第17号、工事請負契約について一括して説明申し上げます。

議案第15号ないし議案第17号につきましては、山手地区統合小学校の校舎及び屋内運動場の新築工事に係る工事請負契約であります。議案第15号の建築主体工事を阿部・近藤・福島共同企業体と契約金額13億2,624万円で締結、議案第16号の電気設備工事を加藤・北央・越前共同企業体と契約金額1億5,984万円で締結、議案第17号の機械設備工事を山吹・コマツダ・環境共同企業体と契約金額1億5,444万円で締結する予定であります。

工期は、いずれの工事も、平成30年3月9日までとなっております。

○委員長

「議案第20号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第20号小樽市非核港湾条例案について、提案理由の説明をいたします。

本条例案は、小樽港の施設と市民の安全を守るための条例案であります。非核証明書のない外国艦船の入港は、拒否することを求めます。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民主党、新風小樽の順といたします。

自民党。

○濱本委員

まず、報告を聞いた中から、何点が聞きます。

◎総務部長の所信表明について

最初に、きょう付で総務部長が就任されたと、御挨拶もいただきましたけれども、改めて総務部長として、ここから先、議会対応も含めて、どういう所信で総務部長職を全うしていくのか、その辺のお気持ちで結構ですけれども、お伺いをしたいと思います。

○総務部長

私の場合は、特別職でもなく、一般職の公務員ですので、ですから発令されまして、本当に一生懸命取り組んでいこうという気持ちはず一つでございます。急に何か特別なことができるかという話になりますと、なかなかそれは難しいのかなとは思っておりますけれども、ただ、やはり発令されましたからには、一步一步地道に、そしてただ地道にといいましても、やはりそこは行政課題も待ってくれませんので、スピード感も考えながら、そういった中で一つ一つ地に足をつけてクリアしていきたいと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、なかなか特効薬みたいに、急に誰かがなれば全てがよくなって、みんな全て変わってしまうみたいな、そんなことはなかなかないというのは皆さんもおわかりだと思いますので、ですからいろいろな職員の方ですとか、あるいはまた議員の方々もそうですけれども、皆さんのお力添えをいただいて、そしていろいろな課題にチャレンジしながら、少しでも市民のためになるようなことを頑張っていきたいと思っております。

○濱本委員

総務部長は、ある意味では、副市長の下にいて全てを統括しているみたいなどころもありますし、それから逆に言うと、議会に対する窓口的な意味合いもたぶんあるのだらうと思います。両方の役職、役割を、それぞれに十二分に果たしていただきたい。この間、総務部長がいらっしやらない間、やはり議会との関係がなかなかしっくりいっていなかったというのは、もう紛れもない事実なので、就任されたので、その点についても議会側としては改善されるだらうと期待をしておりますので、ぜひとも期待を裏切らない活躍をお願いしたいと思います。

◎北海道新幹線新小樽（仮称）駅前広場の整備について

次に、新幹線の話なのですが、聞いた中で少し気づいたことがあったので、確認させてください。

駅前広場の、いわゆるこんな形ですよというのが2案出ていますけれども、これからずっと先の話だとは思いますが、これは言うなれば、駅前広場の最終完成図だと思うのです。それが、ケース1、ケース2がありますよということなのですが、一遍にどんと整備をするのか、状況を見ながら必要最低限の整備をまず段階的にしていく、それで乗降客、その他もろもろの要素を考えた上で、順次、積み重ねていく、その辺についてのお考えが今の時点であるのか、また、これが検討課題となるのか、その辺についてはいかがですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

お配りさせていただきました概要版の27ページと28ページのお話でございます。

この案につきましては、今年度もさらに検討を加えていくこととなりますので、別の案になるかもしれません。

そういった中で、整備の順番といたしますか、一括して整備するかどうかにつきましては、これも一つの課題でございますので、今年度検討していくこととしてございます。

○濱本委員

整備に当たっては、当然、財源が必要で、小樽市の負担もたぶん発生するのだらうと思うのです。負担をどこが、小樽単独というわけにはいかないですから、当然、国・道、J R 北海道、たぶんいろいろなところが負担すると思うのです。そういう意味では、瞬間的に過剰な負担のかからないように、私は、ある意味、段階的な整備であってもいいのかなと思います。ぜひともそういう整備については、つくったはいいけれども、予測が全然外れていましたみたいなことではよろしくないなので、その点については検討会議の中で、十分配慮をいただきたいと思います。

それから、交通量ですけれども、31ページに交通量の推計結果というのがあって、ケース1、ケース4でも大丈夫でしょうねと、混雑度は1を超えていないから大丈夫でしょうねという推計になっています。

私が少し気になるのは、国道393号の、いわゆる区間番号②です。ここは、いわゆる夏は確かにそうなのです。けれども、国道ですが、やはり冬期間になると幅員がかなり狭くなって、例えば第一ゴム付近の十字街、それから最後の国道5号と接続する奥沢十字街では、現実的に冬期間にはやはり相当な渋滞が発生しているのですよ。そうすると、ただ数値的に見ると0.46と、多めに見積もっても0.53となるのですが、これは冬期間のそういうものも考慮した数値なのでしょうか、その点についてはいかがですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

交通量の推計に当たりましては、これは年間の平均数字でやってございますので、特に冬場の混雑度、そういったものではございません。また、この交通量につきましては、将来の、14年後の交通量という形となってきますので、現状の道路の状況の混雑のあり方とはまた少し違った形となってきてございます。

○濱本委員

北海道という積雪地域ですから、本来はやはり、今14年後という話でしたけれども、できればこういうものであれば、現状の冬期間、いわゆる積雪期間と雪のない期間、14年後の積雪のある期間とない期間というような、そういう表になっているともっとわかりやすいかなと思います。これだけ見ると大丈夫かなと思うのですけれども、14年後、国道393号の周辺にどれだけ住宅が張りついていて、どれだけ人口があるのか、その辺の推計も当然出てくるのだらうと思うのです。そういう意味では、こういうものがもう少し丁寧になると、たぶんもっと議論も深まるでしょうし、計画もより緻密になってくるのではないかなと思いますので、その辺についても、ぜひとも今後の出すものという中では配慮をいただければなと思います。よろしくお願ひします。

◎組織改革基本方針について

次に、先ほど平成29年度の組織改革基本方針を報告いただいたのですが、この中に少しあれだったのは、「2 組織改革の基本方針及び見直しの視点」ということで、職位の見直しという項目が入っているのですが、その前の「ウ 複数の部局で実施している類似事業の一元化」、この辺の話はよくわかるのですが、「エ 職位の見直し」というのは、これは今の時点で具体的に何を想定しているのか、それをお聞かせいただきたいのですが。

○総務部副参事

職位の見直しの件ですが、現時点で想定しているのは、例えば参事ですとか副参事という名称が対外的に非常にわかりづらいというような御意見を各部からいただいておりますので、そのあたりを、例えば何々部長、何々担当ですとか、そういうような形で職名などを変えられればいいかなということと、もう一つは、これはあくまでも現時点の担当部の考えですけれども、例えば新たに課長補佐、よく各市でそういう職名で当たっている部分があると思いますけれども、そういう形で新設できればいいかなというふうな形では考えております。

○濱本委員

今の話を知ると、今の職位は職位で、名称の変更、それから後段の話は、いわゆる職位階層の中に新たな階層をはめ込むというふうには聞こえたのですが、そういう理解でよろしいですか。

○総務部副参事

はい、そのような考えで、もしできればなというふうには思っていますけれども、これにはいろいろな課題がありまして、また身分をつくるわけですから、例えば手当の問題ですとか、全ての課にそういう方が必要なのかもしれないも含めて、全くこれは白紙の状態、そういうのもも含めて、これはあくまでも基本方針と見直しの視点を各部に流して、こういう視点で各部から見直し案を募る例示でありますので、そういう形での例示をさせていただいたということでございます。

○濱本委員

言うなれば、何々担当部長、国で言えば、北方開発何とか特命大臣とか、いわゆる特命大臣と言われている何々担当という、そんなイメージかなと今のところは理解しておりますけれども。

それと、組織改革（案）決定までのイメージ図ということで、いただいております。平成28年第4回定例会で条例改正案の審議ということになっていきます。それから、その手前に、28年第3回定例会で進捗状況の報告とありますけれども、どこまで進んだという話なのか、内容的にもこういう内容で、内容というのは中身ですよ、中身の部分も一緒に出てくるのか、その点についてはいかがですか。

○総務部副参事

平成28年第3回定例会といいますと、9月になりますので、横のステージを見ますと、大体見直し案の決定ができるかどうかというところでございます。もしその時点である程度の見直し案がかたまっていると、今、委員が言われたようなことも提案できるかと思いますが、進捗状況がまだはつきりしないわけですから、現時点で具体的なものが出せるかどうかという回答はできませんので、御理解いただきたいと思います。

○濱本委員

この間、いろいろな新しいものが出てきたときに、議会の中できちんと議論された上で次のステップ、いわゆる本当に成立、実施というのがなかなかなくて、いきなり出てきて、はい、実施しますみたいな事案というのが結構あったのですよ。確かに行政を進めていく上でスピード感も大事なのですが、この自治体の行政を進めていく上で議会の同意がなければ、理解がなければ、また議会との議論がなければ、先に進めないという現実もやはりあるのですよ。そういう意味では、今御答弁いただきましたが、私は、平成28年第3回定例会に見直し案の決定されたものを、案としてのもの、100%できてなくてもいいのですけれども、ここまにかたまりましたという内容について報告されることが、次の第4回定例会のときにきちんと審議をされる前提条件だと思いますので、確約はできないというお話ですけれども、努力目標として、ぜひとも第3回定例会にはある程度まとまったものは出てくることを期待していますが、いかがですか。

○総務部副参事

ここに進捗状況の報告ということに記載させていただいた一つの理由としては、やはり第3回定例会で皆さんにわかるようなものを報告したいという希望があって、そのように記載しておりますので、今、委員が言われたように、そのような形で報告できることを自分なりに頑張りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○濱本委員

ぜひとも頑張ってくださいと思います。

○北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議について

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議について、小樽商工会議所のアドバイザーの話が委員にどうのこうのということで、我が会派の酒井隆行議員も代表質問の中でやりましたし、私はまた別の観

点で一般質問の中で質問しました。

端的に言うと、やはりどうもしっくりいかないわけですよ。一般質問の答弁を改めて整理してみますと、あまり合っていない答弁もあるし、少しずつれている答弁もあります。

そういう中で、きょう、資料としていただきましたけれども、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の設置要綱の制定についてという起案文書、これは、結局、平成26年に商工会議所から提言書をもらって、27年2月18日に決裁がおりているのですね。そして最後のページにある新旧対照表の改正前のまちづくり策定会議委員のところには、間違いなく、経済界、小樽商工会議所と書いてあるのです。

ちなみに、この決裁が終わった段階で、この想定される策定委員という部分も一緒に決定されているというか、合意をされているというか、選定をされていたのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

この要綱につきましては、事前に北海道新幹線戦略庁内検討会議というところで議論して決めてございまして、その中で、先ほどの資料の一番下の部分、その改正前の部分のメンバーで今後進めていきたいということを決めてございました。

（「この委員も決まっていたのですか」と呼ぶ者あり）

はい。この団体に決めてございました。

○濱本委員

庁内で決めていたということは、この最後のページにそれぞれ団体名が書いてありますけれども、それぞれの団体には、こういう要綱が制定されたので、近い将来、例えば委員をお願いすることがありますというような、いわゆる内示というか、そのような行為はあったのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

各団体には、決定して速やかにという形で打診はしてございません。ですので、市として公式的に、相手に対し、決まってからこういうことを将来お願いしますということで接触をしてございません。

○濱本委員

公式的にはといっても、そこは、別にこれは最終的に秘密のものではないですから、たぶん、うちの団体にも来るだろうという思いを持っていた人たちも当然いるだろうと理解をしています。

それで、結局、やはりわからないのは、商工会議所について、平成26年6月の段階で提言書を出して、27年2月にこうやって設置要綱をつくって、そのメンバーはこういうことで想定されていますという庁内合意があったわけですね。それが、27年6月19日の決裁でアドバイザーを置くということになった。アドバイザーを置くから、当然、要綱が変わります、当然、想定される委員も変わりますということで、商工会議所が抜けたと。

27年第2回定例会の総務常任委員会でも質問させてもらっていますけれども、答弁では、進め方について市長と協議していった中で、北海道新幹線建設促進小樽期成会から提言書をいただいているので、商工会議所はアドバイザーが適切ではないかという御指示をいただきました、それに基づき改定しておりますということでしたが、要は、現場の人たちは、委員のままで大丈夫ですよという意識、委員のままでこの会議体に来ていただきたいという意識だったにもかかわらず、ある意味、市長の鶴の一声でアドバイザーという制度をつくって、そこにはめ込んだという認識に見えるのですが、私の認識が間違っていますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

2月に、商工会議所を委員として入れるということで決定してございましたので、そのまま進むであろうと考えてございましたが、意識が変わったのは、やはり市長と打ち合わせをしていったところからということになりますので、原因としては市長との打合せ、そこが変わっていった、意識が変わっていったものの改正点といえますか、変化点という形になってきます。

○濱本委員

このことについて、商工会議所としては、あくまでも委員での参加をやはり望んでいたという経過があります。そして、これは一般質問でも言いましたけれども、この間、ほぼ1年、たなざらしになっていると。これは確かにある現象面、一つの現象面ではありますけれども、このことがやはり商工会議所との関係を悪化させる、アリの一穴みたいな世界になっては困るわけです。そのことについて、やはり早急に結論を出さなければならない時期に来ていると思うのですが、いかがですか、副市長、このままずるずる協議というような話、その協議の中身のことも後でまた聞きますけれども、まだ結論を出さないで、ずるずる相談しましょうという状況を続けるつもりですか。

○副市長

その件に関しては、前回は答弁しましたけれども、私の認識とすれば、今後、まちづくりに関連して、とりわけ経済界を総括する商工会議所との関係改善については、大変重要なことだという認識を持っております。ただこれまでのさまざまな経過が、ここでは前回は中身については差し控えるということによっておりませんが、これまでのさまざまな経過がございまして、その経過を踏まえた上で、意見の相違点、それから考え方の違いなどできるだけ早く改善に向けて進めていきたいという、その気持ちは十分に持っていますので、また今定例会が終わった段階では、できるだけ早く商工会議所と、このことについて早期の解決に向けて話し合いをしていきたいと考えております。

○濱本委員

今定例会での答弁を聞いていると、自民党の酒井隆行議員に対して、就任当初から考えている各種審議会のあり方も考え合わせた中でという、何か、問題をやたら広げすぎているのではないのかと。副市長の答弁にも、そういう答弁があるわけですよ。

私の理解では、商工会議所の協議というのは、この新幹線の委員かアドバイザーかという協議に焦点を絞り込まないと、いつまでたっても結論は出ないよというイメージなのです。

副市長の答弁も、何かほかの審議会の委員のことも含めて、商工会議所のかかわり方を含めてみたいなこと答弁されていると思うのですが、そうではなくて、抽出して、このことをまず最優先で片づけてしまおうねという形ではないと、総論の話も必要かもしれませんが、小樽市と商工会議所のあり方についての総論の話を協議していても、今、この1年たなざらしになっているこの案件をさっさと片づけてしまわなければ、これは、やるかやらないかですから、委員に迎え入れるか迎え入れませんとはっきり言うかだけの話ですから、そのように抽出して一つ解決しないと、次のステップに行けないのではないですか。その点についてはいかがですか。

○副市長

考え方とすれば、私も同じような考え方であるのですが、ただ、先ほども答弁しましたけれども、商工会議所のかかわり方の問題、それが根っこにあると私自身は考えておまして、その意味では各種協議会、それから審議会などとの委員の出し方の問題、それからかかわり方の問題、それらを一つ一つ積み重ねながらこの問題について、その一環の中で解決に向けて努力をしていきたいと、そういう意味で、殊さらに事を広げているわけではなくて、ちょうど3月から4月にかけて各種審議会の委員の交代時期でもあることもありましたので、それらの一つ一つの解決をステップにしながら、この問題の早期解決につなげていきたいと、そんな意味で答弁をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○濱本委員

それは、たぶん問題をより複雑化させる原因ではないですか。その商工会議所の総論的なかかわり方、これを議論するのはいいです。ですが、そこに総論的なかかわり方の問題が解決しなかったら策定会議が解決しないのだという認識では、いつまでたっても解決しないと思いますよ。もっと、きちんと抽出してというか、課題はここなのですか。ほかの審議会の話を議会の中、もっと言えば、私はしたわけではないです。問題は、きょうの要求資料に

もあるように、平成27年2月18日に決裁されたものが、森井市長が当選しました、そうしたらその6月19日に、いきなり改正になりました、それは市長の意向です。しかし、その理由はなぜだ、なぜそうしなければならないだということが全然明確ではないのです。明確ではないから、商工会議所はなぜ委員ではダメなのですかという議論になるわけですよ。そこを詰めていかないと、それが商工会議所と市役所のあり方というところの論点で協議なんかしていったら、絶対収れんしないと思いますけれども、いかがですか。

○副市長

事の進め方ということに関して言えば、それぞれかかわり方の中での対応の仕方が変わってくるものだと私自身思っています、私自身は、こういうかかわり方の議論の中で、市長の考え方、商工会議所の考え方、それら双方の考え方の歩み寄りを図りながら、自然な形で解決に結びつけていきたい、そのような考え方でございますので、ただいたずらに事を長引かせるというつもりはございませんし、できるだけ今定例会終了後、またこの問題について早急に解決に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

○濱本委員

代表質問の中で、協議を重ねているということで、何回協議したのかという質問もしているのです。そうすると、市長の答弁は、副市長が窓口ですから、協議回数は答えられません、内容も答えられませんという答弁です。確かに、内容は答えられないかもしれませんが、実際に向こうに行った、向こうが来た、誰と話をしたのか、回数ぐらいいは答弁できるのではないですか。こんな木で鼻をくくったような答弁なんて、守秘義務に引っかかるような話ではないですから、回数ぐらいいは言ってもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○副市長

回数を言わなかったのは、正確な回数が記憶にございませんでしたので、ただ、数回、会ったこともありますし、電話で打ち合わせたこともあります、それを含めても10回以上はいいないので、数回という表現になるのかなと思いますけれども、その辺の正確な数は記憶で定かではないので申し上げられませんけれども、全体として、会った回数、電話の回数を合わせても、10回まではいいなというふうには考えております。

○濱本委員

その協議をしているときには、協議のテーマ、課題というのがあるわけですよ。副市長の答弁をずっとこうやって見ていくと、やはり先ほどおっしゃったように、商工会議所と小樽市とのかかわり合いということが大きなテーマになってお話をしていると私は理解するのです。ですが、それはまた別ところでやって、こちらの新幹線は別ところで早急に解決しないと。私は商工会議所と小樽市のかかわり方を協議するなどはいいません、それはやってください。ですが、それこそ喫緊の課題という言葉がありますけれども、それこそこちらの決着をつけることは、それは置いておいて、決着さっさとつけないとだめではないですか。これが片づかないとこが片づかないという、理屈は、今の状況を考えると、私はもう通用しないと思います。いかがですか。

○副市長

それぞれ考え方があろうかと思いますが、私とすれば、確かに喫緊の課題であります。だから、大きな問題が解決しないとこれができないということではありませんし、それはそれとして並行しながら、この問題については喫緊の課題ということで私も受け止めておりますので、全体の話をしながらも、このことについては特出しをして、さらに議論を深めてまいりたい、早めに結論に導いていきたいとは考えております。

○濱本委員

きょう、このようにまちづくり計画案の概要版もいただきました。時間がたっていくと、もう策定会議が終わってしまうということにもなりかねません。そんなことになると、ますます関係が悪くなる、もっと言ったらコミュニケーションさえとれなくなる、そういう状況も当然想定されるので、ぜひともそのようなリスクを冒すことなく、かかわり方はいいです、こちらの早急な解決を一日も早く期待しております。

◎人材育成の研修について

次に、人事というか、研修なのですが、人材育成で研修は必要だということを私はずっと言ってまいりました。それで、ほかのまちを見ると、小樽市の育成の基本方針から導き出される研修というのは、個々の研修はいいのだけれども、非常に体系化されていない。例えば、よく言われるのは、階層別に、いわゆる職位別にだとか、能力期、いわゆる入庁何年目ぐらいのときにはこういう研修をとか、そういうものが、小樽市の人材育成基本方針の中ではやはり全然見えてこないわけですよ。

今、研修は、コンプライアンス推進室がやっているのですが、こちらの基本方針ができなくても、研修のいろいろなメニューの一元化、それから体系化の作業をすべきだと思うのです。そうでないと、それぞれの原部でも、OJTは別ですよ、やはり外とのつながりの中で研修に出したりもしているはずなのです。そういう情報は、実はコンプライアンス推進室には行っていないはずなのです。そういう予算措置も、実は原部の中で研修費なんていう予算措置を明確にしているのはあまり形跡としてはないと思うのです。だから、研修という行為をするためには、少なくともこの基本方針ができなくても、そのように全部一元化して管理するという体制が、今の段階でたぶんできるのだと思うのですが、その辺についての見解はいかがですか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

人材育成基本方針には、目指すべき職員像を明確にした上で、このたび新たに職員ごとに求められる能力、標準職務遂行能力を定めております。それで、これから個々の職員の成長に応じた人材育成に取り組んでいきたいと考えております。

研修につきましては、現在、小樽市職員研修規程に基づいて実施しておりますが、委員のおっしゃるその体系のあり方について、他市の状況を情報収集してみたいと考えております。

また、研修の一元管理についてですけれども、北海道市町村職員研修センターへの派遣研修については、これまでコンプライアンス推進室の予算と原課の予算という2種類がございましたが、市長には、できるだけ多くの職員に庁外での研修機会を与えたいという基本方針がございまして、今年度から一部ではございますが、コンプライアンス推進室で予算を一元管理するように改善に努めております。その他の専門的な研修のあり方については、まだ庁内の情報を把握しておりませんので、その情報把握に努めて考えていきたいと考えております。

○総務部長

少し補足させていただきますけれども、今、濱本委員がおっしゃった、いわゆる一元化された、例えば役所に入って何年目でどんな研修を受けるというようなことにつきましては、今、コンプライアンス推進室長が少し話しましたけれども、職員研修規程というのがございまして、その中で、もちろん入庁してすぐの新規採用職員研修もありますし、入庁3年目の初級研修、それから5年目程度の中級研修、それからまた10年ぐらいになりますと上級研修と、さらには係長になりますと監督者研修ですとか、あるいは新任の課長職については新任の課長職の研修ですとか、そういった体系的な研修というのは、実は以前から行われておまして、これについては、今、委員がおっしゃったことについてのお話ですけれども、一定の規定がございまして、従前もその規程に基づいてきちんと研修はしてきてございます。

ただ、例えば特に技術関係の職場で、年度途中でいろいろな研修の案内が来まして、年度当初にはわからなかったのですが、年度途中でこんないい研修があるというようなケースも結構あるのは我々も目にしておりますので、そういったものについては、なかなか年度当初から全て網羅できるかといいますと、できないものも結構ございまして、ある程度そういったものを当初から入れられるのであれば入っていくということもあるかと思っておりますけれども、現在、私どもが見ている範囲では、年度途中で意外と見つけてよかった、この研修を受けたほうがいいのかという研修も結構あるというような状況ですので、今後とも、そういったものを年度当初から組み入れて、いろいろなメリットが出るのかどうか、そんなことを研究しながら見ていきたいとは思っております。

○濱本委員

これは人吉市ですけれども、きちんと人材育成基本方針の中に、例えば能力期ごとの人事異動だとか、それから研修だとか、こういうものは図になってわかるようになってはいるわけですよ。でも、そういうものは、残念ながら、今の小樽市の人材育成基本方針の中には全然のっていないわけですよ。もっと言うと、その中の求められる能力の中に、今の小樽市の中に、実は部長職にしても次長職にしても、いわゆる政策形成能力の育成という観点がないのですよ。私は、これを入れていくべきだろうと思うのです。今まさに政策形成能力が、市役所の中に求められているのに、そこの部分が、例えば標準職務遂行能力表の中には一言も出ていないと。だからこそ、やはりそういうもの一つとっても、こういうものの改定が必要なのではないのですかということなのです。

ですから、これが改定できなくても、実際の部分で、いわゆる研修の一元管理だとか、体系化だとかというものをもっと例えばわかりやすい形になって、そして研修の目的もはっきりして、それからそういう情報がきちんと流通する、そういう体制を、一番いいのは、さっさと改定版の人材育成基本方針をつくってくれるのが一番いいのですけれども、なかなかそうはいかない。だからそうはいかないのであれば、実務の世界の中でわかりやすい、人を育てるといふ一つのきちんとしたスキームをつくっていかないと、組織そのものが崩壊してしまうので、ぜひともその点については研究をして、やはり一步でも半歩でも先へ進めてもらいたいと思います。たしか総務部長は最初のとときに、これをつくったところにいと記憶しておりますけれども、そんなことも含めて、総務部長にはぜひとも、コンプライアンス推進室も見ているわけですから、アドバイスをしながらいいものをつくっていただきたいと思います。最後に、その見解を聞いて質問を終わります。

○総務部長

委員がおっしゃるとおり、あまり評判のよくなかった人材育成基本方針ですけれども、それをつくるときには私が主務者で担当しておりましたので、いきさつをお話ししますと非常に長いのであれですけれども、実はつくるときには、まだ人事評価制度が義務づけられていないときで、その基本方針がなければ、人事評価制度がつかれないという状況がありまして、どうしてもその目標となるものをつくらなければいけないということでつくったという経緯がございます。ですから、中身的にはかなり人事評価に特化した形のものでつくられておりますけれども、今、委員がおっしゃった政策形成につきましては、実は従前から、採用後10年程度の、いわゆる上級職員と呼んでおりますけれども、上級職員研修の中で、しばらくこの政策形成をターゲットにした研修を行ってきてございます。そういったことで、外向けのアピールという点ではそういった書物があって、そういった冊子に入っていれば、皆さんによりアピールができるというようなこともあるかと思っております。今やっと人事評価制度も義務づけられて行われたばかりですので、これらが進んで、そういった中で問題点なんかを職員からもいろいろ把握しながら、その先の育成基本方針に向けてもいろいろ研究してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時34分

再開 午後 2 時48分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○齊藤委員

◎小樽版DMOに関する検討経過について

地方創生加速化交付金の事業申請と小樽市総合戦略について伺います。

地方創生加速化交付金の、言葉は悪いですけども、いわば敗者復活戦として、明日の小樽を支える観光イノベーション事業というのが出ております。

きょうは、小樽版DMOに関する検討経過という報告もありましたけれども、まず、この明日の小樽を支える観光イノベーション事業の小樽市総合戦略、小樽版総合戦略への位置づけと、それから申請の分野別と要件というのは、事業分野とか、事業の仕組みとか、先駆性とかといろいろあるのですけれども、まずその位置づけと要件について御説明いただきたいと思います。

○（総務）企画政策室富樫主幹

ただいま、齊藤委員から御質問がございました、明日の小樽を支える観光イノベーション事業の総合戦略上の位置づけについてでございます。

現時点で、昨年10月に策定した総合戦略なものですから、現行の総合戦略には、まだこのイノベーション事業は当然、登載していないところでございますので、新たに登載するということがなれば次の更新時期のタイミングでということになるかと思えます。

その中で、やはり基本目標Ⅱにございます、「小樽の強みを生かした産業振興と新たな人の流れの創出」、この基本目標Ⅱの中の事業として新たに位置づけをする予定でおります。

あともう一つ質問がございました、地方創生のいわゆる申請分野につきましてですが、これは観光まちづくり分野で申請をしております。観光まちづくり分野に関しては、要件とは言いませぬけれども、いわゆる先駆性として評価されるポイントとしては、広域連携あるいは広域事業であること、これがポイントとなっております。

○齊藤委員

今、事業の仕組みというところの要件、事業分野と事業の仕組みとその先駆性としての要件という、三つになっているのですが、その事業の仕組み部分については、どうなのでしょう。

○（総務）企画政策室富樫主幹

事業の仕組みでございますけれども、やはり観光まちづくり分野ということで、いわゆる自立性、自尊性というのが求められるところでございます。したがって、民間組織が稼ぐ力をつけながらというような事業の仕組みというか、稼ぐ仕組みを持つことが非常に重要だとされておりまして、その稼ぐ仕組みをつくるに当たっては、地方創生人材というか、いわゆる人材の確保、これも仕組みをつくる上で重要とされているところでございます。

○齊藤委員

そういうことを押さえた上で、この小樽版DMO事務所整備事業ですけども、ほか3事業ということですが、この概要と狙いを簡単にお願ひします。

○（総務）企画政策室富樫主幹

概要でございますが、新たな小樽観光を推進していく上で、先ほどの事業の仕組みではございますけれども、やはり観光の推進体制の強化というのがまずは必要であろうと考えております。

加えまして、小樽観光が稼ぐ力をつけていくためにも、観光の高度化あるいは地域経済との連動性、こういったものがやはり問われると考えてございます。

こういった考えの下、平成29年4月をめどに、観光振興室と観光協会事務局の役割分担の見直しを行い、執務室を共有しながら業務を遂行していくということで、小樽版DMOの環境整備として事務所整備費用等が計上されているところでございます。

加えまして、ソフト事業といたしましては、歴史的建造物、産業遺産等の観光資源化、やはり今まで稼ぐ力とい

うのがなかなか弱いという中で、いわゆる今までの歴史的資源を上手に活用しきれていなかったのではないかと、こういう目的意識がございまして、歴史的資源の観光資源化事業というのをひとつ位置づけさせていただきます。

また、小樽は、夜の観光がどうしても弱いということで、夕食やアクティビティーなどともパッケージをしながら、夜の観光活性化をしていくための「夜のまち歩き」実証実験、この取り組みで、この明日の小樽を支える観光イノベーション事業というのが構築されているというところでございます。

○齊藤委員

その事務所整備事業というところでは、いわゆる旧農政事務所の建物に小樽観光協会と小樽市観光振興室が一緒に入るということなのですが、ただ一緒に入ればどんどん仕事が進むという単純な話ではないので、観光振興室の中のどういう機能というか、どういう部分と観光協会の部会はいろいろありますけれども、その中のどういったところが連携、協力して、どのように小樽観光の課題が解決に向かうのかみたいな、そういう物語性というか、ストーリーがなければならぬと思うのですが、そういった部分はどのようなのでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

観光振興室から事前にレクチャーいただいた内容でお答えをさせていただきたいと思います。

委員から御質問がありました中で、まず前段に、観光協会の委員会の構成について説明をさせていただきたいと思います。観光協会の事業は、五つの委員会で担当されておりまして、ガイドマップ作成、配布、インターネットの小樽観光サイトの運営等を担当しております総合情報センター委員会、地域イベントやナイトマップ作成等を担当している会員交流まちづくり委員会、接遇やマナーの研修会、外国語勉強会、傘の貸し出し等を担当しておりますおもてなし推進事業委員会、国際旅行博・国内キャンペーン、観光物産等を担当している誘致促進委員会、小樽ゆき物語、夜のまちなみ散策ツアーなど、冬のイベントを担当している冬季イベント実行委員会などがございます。

こういう中で、一方で、観光振興室でございますけれども、誘致宣伝あるいは受入れ体制の整備、調査統計、小樽フィルムコミッションなどを担当している企画宣伝ラインと、観光施設、海水浴場、温泉源泉施設の管理、イベント、おもてなしの推進、御意見・苦情等を担当しております観光事業ラインという二つのラインがあり、観光協会には五つの委員会がある中で、観光振興室は二つの事業ラインになっているというところでございます。

したがって、この辺の事務事業を同一にしていく中では、将来的には、基本的に市でなければならない業務以外は、観光協会に引き継ぐ考えであります。具体的には、計画の策定であったり、あるいは観光施設等の整備、予算の編成業務及びフィルムコミッション業務については市が担当しまして、観光協会については、観光客誘致あるいは受入れ体制の整備及びイベント等の実務、こういった業務を受け持つことを想定していると聞いております。

いずれにしても、今後、観光協会と詳細については協議をしながら進めてまいりたいということでございます。

○齊藤委員

従来の観光振興室の中の事業係的な部分を観光協会に移譲するという考えのようですが、それで総務系というか、話を戻しますが、今回の事業申請、締め切りが6月10日だったようですが、申請はいつされたのでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

締め切り当日の6月10日付で申請してございます。

○齊藤委員

それで、いろいろな難しい部分というか、今回の申請に当たって、事前に内閣府だとか、地方創生加速化交付金の担当だとかに対し、事前にいろいろと調査、問い合わせなどされたと思うのですが、何回ぐらい、どういうこととというのをお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室富樫主幹

内閣府地方創生推進室が事前相談というものを設定しておりまして、これは日本全国どこの自治体もそれぞれ一

律で担当者がおりまして、回数は自治体の任意になるのですが、私どもは、4月下旬、5月中旬、5月下旬の計3回、事前相談を行っているほか、議会から国に対するアプローチが少々不足しているのではないかとというような御指摘をいただいたところでございますので、特に国の担当者や参事官が北海道にいらっしゃる機会をつかまえて、私どものほうで直接名刺交換なり相談するというようなことをやっております、例えば5月10日に札幌市で開催された改正地域再生法に係る事前相談会に内閣府地方創生推進室の参事官がいらっしやっていたものですから、参事官から直接アドバイスをいただいていたところでございます。

また、5月13日になりますけれども、倶知安町で後志地方自治セミナーというのが開催されておまして、ここに先ほどとは別の内閣府地方創生推進室の参事官がいらっしやっていたものですから、直接、名刺交換をさせていただいて、5月中旬から6月下旬まで、メールや電話ですけれども、計4回、個別相談という形で御対応いただいております。こうしたことも踏まえまして、6月10日に実施計画書を提出したと、こういうところでございます。

○齊藤委員

私も、後段で言われている参事官には、何回かお会いしていろいろ勉強させてもらいましたけれども、その中でいろいろな問題点、こういった部分は気をつけたほうがいいのか、どのような指摘があったのか、言える範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室富樫主幹

実は、相談される方によっていろいろ甘辛ありまして、一番厳しかったのが、内閣府の事前相談のコメントで、非常に厳しく、小樽版DMOということで単独のDMOで提案しているのだけれども、広域連携事業でない採択は厳しいのではないかと、これは国の正式な事前相談の段階でのアドバイスとしていただいております。

ただ、お会いした2人の参事官のアドバイスでいきますと、特に倶知安町でお会いした参事官に関しましては、小樽市にはそれなりにもう観光資源があって、観光地として魅力あるまちであるということなので、この事業が高度な観光まちづくりに寄与するということになって、それを推進するためのDMOというか、推進組織を立ち上げるということであれば、ある程度採択の見込みももしかしたらあるのではないかとというようなアドバイスをいただいているところでございます。また、札幌市でお会いした参事官も、ほぼ同じような意見でございまして、とりあえず地方創生加速化交付金については、小樽版DMOの設立に注力してはどうだというような御意見もいただいていたところでございます。

○齊藤委員

もしかしたら採択というのも少々厳しい話で、何とか全力で採択に向けていかなければならないのですが、この件の最後ですけれども、ずばりこの見通しは、どうでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

参事官から御指摘をいただきましたとおり、当市は道内有数の観光地として豊富な観光資源も有しているものですから、小樽観光の高度化や地域経済の循環というものを図っていくと、これは都市として、交付金の有無にかかわらず、必ずやっっていかなければならないことだと認識をしております。そして、そのためにDMOというか、推進組織が必要であるということについては、事前相談なり個別相談を重ねていく上で、一定程度の理解を得られたと考えてございます。

また、事前相談や個別相談も重ねて申請書というか、実施計画書のやりとりをやっているものですから、その中で、いわゆる申請書の書きぶりの部分、これについても当初よりかなり改善をされたと考えております。

しかしながら、冒頭申し上げたとおりですけれども、観光まちづくりで求められる先駆性のうち、やはり広域性という部分については、いまだクリアされていないというような状況である中、必ずしも採択に向けては楽観視できる状況ではないと理解をしているところでございます。

○齊藤委員

ぜひ期待をしたいと思います。

◎ふるさと教育の推進について

次の質問ですが、ふるさと教育の推進について伺いたいと思います。

まず、ふるさと教育の推進について、ことしは、おたる潮まつりの記念すべき第50回ということでございますが、教育委員会では児童・生徒の潮ねりこみへ参加など、ふるさと教育の推進に取り組んでいるということで、昨年度の参加学校数、それから今年度の参加予定学校数をお示しいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

昨年度は、38校中35校が参加しており、今年度は、34校中34校、学校単位での参加や市教委梯団に加わっての参加も含め、全校が参加の予定となっております。

○齊藤委員

潮ねりこみへの参加などを含めたふるさと教育の推進の位置づけについてですけれども、平成27年度の教育行政執行方針では、学校教育の分野の重点施策の第2点目ということで、「豊かな心の育成」の中の二つ目、「郷土愛をはぐむ取り組みとしてふるさと教育推進事業という位置づけだったのですが、平成28年度の教育行政執行方針の中では、学校教育の分野で「小樽市学校教育推進計画」の五つの重点目標というのがありますけれども、その第4点目の「社会の変化に対応した教育の推進」の一つ目という位置づけなのですが、27年度と28年度、中身的にはそれほど変わらないのですけれども、位置づけは結構変わったような感じがするのですが、これについて、変更の理由を御説明ください。

○（教育）教育総務課長

昨年度の教育行政執行方針から位置づけが変更となった理由につきましては、今年度は、前半の学校教育の構成について、よりわかりやすいように学校教育推進計画に合わせて同じ柱立てで整理をしたものでございます。ほかに他意はございません。

（「他意はない」と呼ぶ者あり）

○齊藤委員

単純に項目立て、小樽市学校教育推進計画に沿ったという理解でいいのですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、児童・生徒の潮ねりこみへの参加の意義と目的についてお示しいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

初めに、潮ねりこみへ参加する意義についてですが、児童・生徒が保護者や地域の方々とともに活動することで、社会の役に立つ人間としての自己肯定感やふるさとへ感謝の心が醸成されることと考えております。

また、目的についてですが、潮ねりこみへの参加を通してふるさと小樽への理解を一層深め、郷土に対する愛着や社会に貢献する実践的な力を育成することとしております。

○齊藤委員

そのついでと言ったら何ですけれども、平成28年度の教育行政執行方針では、潮ねりこみへの参加に続いて、新たな取り組みとして教員向けの「ふるさと教育研修講座」というのが開催をされるということで書いていたのですが、この内容や時期、回数などについてお示しいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今年度新たに開催する教員向けの「ふるさと教育研修講座」ですが、ふるさと小樽の歴史や文化等について、授業の中でどのように効果的に取り入れていくかというような内容で、8月3日水曜日、小樽市総合博物館において、総合博物館長を講師として研修を1回行う予定となっております。

○齊藤委員

別段何とかシリーズとかというのではなくて、1 回なのですね。わかりました。これについてはいいです。

それで、このふるさと教育の推進、特にこの潮ねりこみへの参加の取り組みについては、この参加を通じて地域社会に貢献する実践的な力を育成するということなのですが、その具体的な取り組み方においては、各学校で若干強弱というか、ばらつきがあるような感じがします。学校において、参加する児童・生徒への声かけの方法だとか、教職員の参加や役割、それから P T A のかかわり方、それから町会などとの協力体制、役割分担、これらについては現状どうなっているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

潮ねりこみへの参加につきましては、P T A が主体のところもありますし、町会が主体となって参加する学校、また近隣校で合同で参加する学校などがありますので、詳細については把握していませんが、それぞれ参加者の構成ですとか人数に応じて、例えば呼びかけ方ですとか、保護者や学校、それから町会の方々などの役割がそれぞれ分担されていると思われます。

○齊藤委員

特に学校や教職員は、実態として具体的にどういう役割を担っているのかと。また、市教委として、教育委員会として何か学校や、あるいは教職員に、この参加に関して期待している役割とかは、教育委員会としてはあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

毎年参加している学校につきましては、参加体制が確立されておりますので、参加に向けてスムーズに取り組んでいます。今年度、新たに参加する学校につきましては、教職員が子供たちに積極的に呼びかけたり、保護者へ協力を呼びかけたり、とにかく多くの参加者が集まるように工夫していると思いますが、教育委員会としましては、児童・生徒に達成感を味わってもらえるように、教職員が積極的に児童・生徒や保護者に呼びかけるとともに、また教職員自身も積極的に参加していただくなどかかわっていただき、一市民として潮まつりを盛り上げていただきたいと考えております。

○齊藤委員

私もそう思いますけれども。これらの対応、今言ったような呼びかけなどの対応が学校ごとにさまざま、濃いところから薄いところまで、ばらつきがあることについて、教育委員会としては把握されているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

学校によってということですが、伝統的に町会を中心として以前から毎年参加している学校ですとか、今年度、新たに参加する学校などがありますので、学校によってそのような取り組みに違いがあることについては把握してございます。

○齊藤委員

もう一点、学校行事としないというような考え方があるようですが、これについては、事故等に対して学校は責任を負わないのだというような、そういう意味になるのでしょうか。確認したいのですが。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

責任を負わないということよりも、潮ねりこみは、夏期休業中の土曜日の開催ということもありまして、教育課程に位置づけた教育活動となりますと、全ての児童・生徒が出席しなければならないということになりますので、祭りの参加というような保護者や地域の方とともに行う地域貢献の活動を、学校行事として教育課程に位置づけるというのはなじまないものと考えております。

○齊藤委員

それともう一点ですが、万が一の事故等に対しての学校の責任という部分では、どのように整理されていますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

事故等が起きた場合の責任ということについてでございますが、どこが主体で参加しているかということになりますので、それぞれの団体が子供たちに事故やけがのないように安全には十分に配慮して参加しているものと認識しております。

○齊藤委員

いや、それはわかるのですが、万が一のときの責任の所在というか、そういった部分について、十分に注意しているのはもちろんですけれども、起こったときにはどうなるのだというところなのですが。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

事故等が起こったときということで、P T A主体ですとか町会主体で参加しているのですけれども、それぞれの保険をかけておりますので、そちらで対応していると思われまます。

○齊藤委員

あくまでもボランティア的な活動ということで、今は、いろいろなボランティア保険とかそういったものがありますから、そういったものをきちんと活用するということですね。

それで、次の質問ですけれども、今、いろいろと事故とか何だとかと言ったのですが、基本的に、私は、みんなで盛り上げようということは非常に有意義だし、やるべきだと思っているのです。ただ、いろいろ実情を聞きますと、参加する児童・生徒の呼びかけ、募集などについては、学校として、あるいは教職員がほとんどかかわらないと。大体がP T Aとか町会が大変苦勞して頑張っているという現状があるようです。もう少し学校あるいは教職員の協力というのが欲しいという声が聞こえるものですから、そこら辺のことはどうなのでしょう。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

参加する児童・生徒の募集ですとか、保護者への協力依頼など、参加に向けた取り組みについては、各学校それぞれ工夫していると思われまますが、今、委員のお話にあったとおり、そのような声があるということでございますので、今後、潮まつりに参加する意義や目的について、教職員の理解が得られるように、改めて校長会へ協力を求めてまいりたいと考えております。

○齊藤委員

これで最後ですが、今後、ことしはもう目前に迫っていますので、これからどうのというのはなかなか難しいのですけれども、こういう潮まつりとかに小・中学生が参加すること自体、大変有意義というか、先ほど言われた地域貢献、地域社会に貢献するという力を育成するということが大変有意義だと思うので、教育委員会として学校や教職員のかかわり方、P T Aとか町会にあまり負担をかけるのではなくて、当然P T Aとか町会も頑張るのですけれども、学校や教職員の役割とかかかわり方について整理したもの、きめ細かなガイダンスというか手引のようなもの、このように進めればスムーズにいきますよというような、そういった手引、小冊子というか、パンフレットでも何でもいいのですが、そういうものがあれば、学校、町会、P T Aもみんなやりやすいのではないかと。教育委員会として、このように推進しようという考え方はいいのですけれども、現場からはそういうものが何かあったほうがいいよねという声も聞こえるのですが、今年度はすぐ無理ですけれども、来年に向けてどうでしょうかということなのですがいかがですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今後に向けてということでございますが、潮ねりこみの参加については、P T A、町会、また近隣校合同ということで、さまざまな参加形態がございますので、学校のかかわり、それから役割ということで申し上げますと、例えばどのように呼びかけるですとか、あと引率の仕方、また当日の水分補給ですとか、服装をどうするですとか、そのような必要な準備などの事例を整理してまとめて、今後、各学校がスムーズにねりこみに参加できるように、校長会を通じて情報提供をしまいたいと考えております。

○齊藤委員

最後に、教育長に、今回の潮まつりは、第50回という歴史的なものですけれども、教育長としてこの潮ねりこみ参加について、前教育長、今の副市長も頑張っていたのですが、教育長の意気込みを伺って終わりたいと思います。

○教育長

私も、当然ながら潮のねりこみに参加させていただきたいと思っていますし、初めての経験でございますので、今から楽しみにしております。

子供たちにとりまして、地元のこうした祭りに参加をするということは、先ほども学校教育支援室主幹から申し上げたとおり、地域社会に貢献する、それから実践的な力を育成する、達成感を成就する、そういう意味からも非常に有意義な取り組みであると思っています。

各学校の取り組みに少々差があるという御指摘もございましたが、これまでも、校長会などを通じまして教職員にも協力を要請していくという、一市民としてやっていただくということも、応援をしていただくということも要請をしまりましたし、それから実行委員会といろいろその辺についても話し合いをさせていただいて、例えば市P連の総会に実行委員会の方に来てもらいまして、熱いエールを送っていただくというようなこともしていただきました。そういう意味を含めて、私も教育梯団の先頭に立って、ことしはぜひしっかりと参加をしていきたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎次長、副参事の職務について

まず、組織改革基本方針についてお聞きしたいと思うのですが、7月1日付人事異動で、建設部の副参事が次長になったわけであります。

本市における次長、そして副参事の職務はどのように規定されているのか、お伺いします。

○（総務）職員課長

今、御質問のありました次長、副参事の職務内容につきましては、事務分掌規則に規定がございます。

規定としましては、部次長につきましては、「部長を補佐し、部の職員を指揮監督する」となっております。

副参事につきましては、「上司の命を受けて、その処理すべきものとされた事務を掌理し、これに従事する職員を指揮監督する」となっております。簡単に申し上げますと、副参事は特命事項を持っているということで、私どもとしては認識しているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

私の理解では、やはり一般的に次長というのは、ライン職でありまして、首長まで縦でつながった命令系統にある職だと、それから副参事についてはスタッフ職で、先ほど職員課長が述べたように特定の業務を担当するというふうに理解していたわけですが、具体的に部下や、それから上司というのはどのようになるのか、示していただきたいと思っております。

○（総務）職員課長

ただいま御説明申し上げました事務分掌規則の中に、複数の次長を置く場合の規定がございます。条文としましては、「部に複数の部次長を置く場合の職員の指揮監督は、部長が定める部次長の所管事務に従事する職員に対して行う」となっております。今度は、三次長制になりますので、それぞれの次長が担当する事務、その下に職員が張りついていくということになると思っております。

○酒井（隆裕）委員

今回、組織改革基本方針が示されていましたが、この一環ではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

先ほど、総務部副参事から説明させていただきました組織改革の関係は、これから整理をしていくというものでございますので、今回の異動とは関係はないと思ってございます。

○酒井（隆裕）委員

◎組織改革基本方針案について

それでは、その組織改革案についてお伺いしたいと思うのですが、10月に組織改革案を決定して、パブリックコメントで市民意見を聴取した上で、第4回定例会に条例案が示されるということですが、私は、順序が逆ではないかと思うのです。素案が示された上でパブリックコメント、市民意見を聴取して、市民意見を検討した案を決定する、そして第4回定例会に条例案を示すというのが正しい順ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部副参事

パブリックコメントの順序が逆ではないかという御意見ですが、冒頭の私の報告の中で、パブリックコメントのところが詳細に説明できませんでしたので、もう一度、組織改革（案）決定までのイメージ図をもって説明をさせていただきます。

まず、第2ステージの平成28年8月1日から9月30日までの検討委員会・幹事会の欄を見ていただきたいのですが、その3行目に「見直し（案）の決定」という事項があります。あくまでも、9月末までに見直し（案）を決定して、横の事務局にある、「パブコメの実施」となっています。この見直し（案）の決定というのは、あくまでもたたき台という形で私どもは認識しておりまして、このたたき台をパブコメにかけまして、事務局が第3ステージで「市民意見の反映」をさせて、それをたたき台の見直し案に市民意見の反映をさせて、組織改革案を検討委員会に提案をするというような運びを考えていますので、市民意見の反映というのは、事務局の中で10月に反映できるのではないかと考えております。

○酒井（隆裕）委員

あくまでもたたき台だということで、私も少し安心したわけでありまして。

先ほど、濱本委員からの質問の中でも議会に示されるということで、進捗状況が一定程度示されるということで、これについても一安心しているところであります。

先ほど、決定とはいっても、あくまでもたたき台、案であって、市民意見によっては、それが変更されるということもあるというふうに改めて確認してもよろしいでしょうか。

○総務部副参事

第3ステージの組織改革（案）決定の前に、パブコメの意見を必要に応じて反映させたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

◎議案第7号小樽市税条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第7号小樽市税条例の一部を改正する条例案についてお伺いたします。

まず、法人市民税の税率引き下げに係る小樽市の影響はどのようになるのか、示していただきたいと思っております。

○（財政）市民税課長

このたびの税制改正による法人市民税、法人税割の引き下げにつきましては、この税率引き下げ分と同じ税率を国税である地方法人税にて引き上げ、その税込額を地方交付税の原資とすることとされております。引き下げ時期が、平成29年4月1日、事業開始年度分からの適用とされておりますので、実際の影響につきましては、法人の決算期や中間申告、予定申告などの関係で、おおむね来年10月ごろから一部影響が生じると考えられます。仮定の話ではありますが、28年度当初予算における課税標準額を用いて税率が平年化されたものとして試算すると、税率

引き下げによる市税減少額は、約 2 億 5,400 万円となります。

○酒井（隆裕）委員

これは、小樽市として貴重な財源である法人市民税について国税化されると、交付税措置されるということではありますけれども、私はやはり問題ではないかと思っております。

続いて、お伺いしたいのが、地方消費税交付金はどのようになるのか、示していただきたいと思っております。

○（財政）市民税課長

地方消費税交付金の部分と今回の法人市民税の税率引き下げに伴う影響というのは、基本的には関連のある形にはなっておりません。これは、法人市民税の税率引き下げによって、それと同じ税率を用いて地方法人税を引き上げるという形になりますので、地方消費税の部分につきましては、これとは別な範疇の考え方になると思っております。

○酒井（隆裕）委員

別な話だというお話ではありますけれども、平成 27 年度決算見込みで出せば、どれだけの金額になるのか、改めて示していただきたいと思っております。

○（財政）市民税課長

地方消費税交付金につきましては、平成 27 年度当初予算におきましては、21 億 3,000 万円を計上しておりました。その後、28 年第 1 回定例会におきまして 1 億 7,000 万円を追加で補正しまして、トータルで 23 億円という形になっております。

現時点の、27 年度 6 月、9 月、12 月、そして 3 月交付という形で、年 4 回交付されておりますけれども、そのトータルの現状での決算見込みにおきましては、約 26 億 4,000 万円の地方消費税交付金が交付されたという形になっております。

○酒井（隆裕）委員

◎軽自動車税課税について

それでは、続いて車体課税についてお伺いします。

軽自動車税の課税台数については、何台になるのか、示していただきたいと思っております。

○（財政）市民税課長

平成 28 年度予算における軽自動車税の台数につきましては、2 万 5,887 台としております。

内訳といたしましては、原動機付自転車 3,003 台、軽自動車 2 万 1,033 台、小型特殊自動車 791 台、そして二輪の小型自動車につきましては 1,060 台となっております。

○酒井（隆裕）委員

これらの改正のよって、市民負担増はどれだけになるのか、伺いたいと思っております。

○（財政）市民税課長

今回の改正につきましては、平成 26 年度の税制改正によって税率が変更されております。これの影響のつきましては、28 年度からその影響が出てございますが、これらの変更によって、28 年度予算編成時において、車両登録状況などから推計しますと、影響額は 2,560 万円の増収と見込んでおります。

○酒井（隆裕）委員

2,560 万円、市民の目からすれば負担増、小樽市から見れば増収ということなのです。

ただ、やはり軽自動車というのは庶民の足であると考えます。それから、環境にも比較的負荷も少ないものだと、さらに生活や営業にも欠かせない存在だと言われております。この軽自動車税を、スクーターは 2 倍、軽自動車は 1.2 倍から 1.8 倍、このように引き上げるものだというふうに思います。

私は、庶民増税そのものだと考えますけれども、増税回避の手段をとるお考えはないのでしょうか。

○（財政）市民税課長

軽自動車につきましては、日本国内で実際保有されている車の約 3 分の 1 を占めております。経済性にも優れていて、コンパクトで使い回しがいい、取り回しもしやすいということで、生活の足として使われているという実情については十分理解しております。

ただ、以前から、国における車体課税全体の見直しの議論の中で、どうしても軽自動車と 1,000cc の小型車については、規格も、性能もほぼ差がなくなっているというような状況にありまして、ちなみに軽自動車の四輪乗用自家用につきましては、旧税率では、年間 7,200 円です。ですが、1,000cc の小型自動車につきましては、2 万 9,500 円ということで、性能も価格もあまり差がないところではあるのですが、実際の税負担の部分につきましては 4 倍近い差が生じているということで、これは公平性に欠けるのではないかとといった意見等もございました。そのような議論の中で、平成 26 年度の税制改正によって、税率を引き上げることになりまして、今年度から本格的にその影響というのが出てくる形になるのですが、実際にこの新税率は、27 年 4 月以降に新たに取得される新車に限って適用される形となっております。

実際には、新車登録から 13 年経過した車両につきましては、別途、従価税という形で除かれるのですが、27 年 4 月時点で、以前から所有していた車両とか、あと若しくは 27 年 4 月以降に新たに取得した中古車につきましては、改正前の旧税率、四輪乗用自家用でいけば 7,200 円という金額になるのですが、そのまま税率を据え置くという形にされております。

また、あと営業用とかでよく使われている軽トラックとか、貨物車、これらについても、新規登録車両については、税率の引き上げ幅が四輪乗用自家用のものより一定程度抑えられているなどの配慮もされておりますので、本市といたしましても、税制改正で示された標準税率を適用しましたので、その点で御理解いただきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

軽自動車というのは、税金が安いから選択されている方というのやはり多いと思うのです。私は、改めてそういった方々に対しての配慮を、小樽市としても示すべきだったのではないかなと思います。

（「国に言ったほうがいいんじゃない」と呼ぶ者あり）

◎軽自動車税督促状の納税証明書のふぐあいについて

次に、軽自動車税督促状の納税証明書のふぐあいについてお伺いします。

過去の誤った督促状で、滞納があるにもかかわらず車検を受けた件数が既に 11 件あると御報告されたわけですが、こういった車検については有効なのか、伺いたいと思います。

○（財政）納税課長

過年度に滞納があるにもかかわらず車検を取得してしまったケースにつきましては、国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局に確認したところ、車検を受けた時点で証明書が様式なども含めて有効な形であれば、その車検は有効であり、後から違う事実が出てきたとしても、さかのぼって車検を取り消すようなことはないというふうな見解をいただいております。

○酒井（隆裕）委員

同様に、現在も滞納状況が続いている件数というのは、うち 6 件あると聞きます。これらについては、誤った督促状で車検を受けてしまったということでもよろしいでしょうか。

○（財政）納税課長

御指摘のとおり、6 件というのは、誤った督促状で車検を受けてしまったと思われるものが 11 件あるのですが、そのうち現在も滞納が続いている件数ということで、6 件ということでございます。

○酒井（隆裕）委員

軽自動車税を滞納されるという方は、他の税なども滞納されているということもあるというふうに思うのです。必要に応じて電話や臨戸で対応されるということでもありますけれども、今回のケースにおいては、明らかに小樽市のミスなのです。相当丁寧な対応が必要だと思います。これを機会に他の滞納解消など、私は下心を持つべきではないと考えるのですが、いかがでしょうか。

○（財政）納税課長

まず、今回の納税証明書の誤りにつきましては、システム上のふぐあいとはいえ、明らかに市のミスでありますので、これにつきましては丁寧な対応、丁寧な説明が必要と考えております。

また、御指摘のとおり、今回の対象者の中には、他の税金も滞納されている方もいらっしゃいまして、現在、例えば分割納付中という方もいらっしゃいます。

今回のミスは、あくまでも納税証明書上の表記の誤りでありまして、我々が滞納であること自体を把握できていなかったということではございませんので、これまでも滞納自体については、該当の軽自動車税の額も含めまして何度も催告や交渉等を行っているものでございますので、もちろん今回の件に乗じて、必要以上に厳しく取り立てるといことは当然ございませんけれども、従来どおり、滞納は滞納として適切に対応していく必要はあると考えております。

○酒井（隆裕）委員

適切に対応していただけるようお願いしたいと思います。

◎投票所について

次に、投票所のバリアフリーについて、市役所の期日前投票所の問題について伺います。

予算特別委員会でも述べましたけれども、市役所駐車場の混雑というのは、本当に喫緊の課題になっていると思います。予算特別委員会の中では、土日など対策していくということが示されたわけでもありますけれども、具体的に期日前投票所に確保されるということによろしいのか、伺います。

○選挙管理委員会事務局次長

構内駐車場の混雑という点でございますけれども、土日は、観光客らに一般開放されている上に、市民会館、又は総合体育館で開催される行事の参加者がまとまった台数で、朝から長時間駐車する傾向がございます。日によっては満車となりまして、期日前投票に訪れた方が駐車しづらい状況が発生してございます。

このため、初めての取り組みとなりますが、カラーコーンなどを並べまして、看板で明記して、期日前投票者の利用者用として確保するというを行いたいとしたものでございます。

○酒井（隆裕）委員

行っていくということで、これはもう本当に歓迎すべきところだと思います。

そこで、いつ実施するのでしょうか。少なくとも7月2日、3日及び9日というのは実施すべきだと思うのですが、

○選挙管理委員会事務局次長

7月2日土曜日、3日日曜日、来週土曜日、7月9日になりますけれども、この3日間は、本館2階と別館2、3階とを結ぶ渡り廊下の下の身障者スペース3台分、そして別館1階北側、図書館側入り口に一番近い部分に9台、そして本館北側、生活支援課入り口そばの部分に10台、合計22台分の専用使用について総務課に申請しております。期日前投票に来られた方が不便とならないように対策を行ってまいりたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

今回、初めて対策されるということで、本当に歓迎したいと思います。これを機会に、市役所駐車場を使って期日前投票に来られる方が、より投票しやすくなるように図っていただきたいと思います。

ここで少し話は変わるのですけれども、当日の投票所であります。各投票所のバリアフリーというのは、私が以前聞いたときにはほぼ完了しているというふうにおっしゃっていたと思いますけれども、状況を伺いたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

現在の投票所でございますけれども、古い施設が多いのは事実でございますが、町会館の建替え等で、徐々にバリアフリー対応の施設も増えつつあるところでございます。

まず、バリアフリーとして挙げられる敷地内と投票所施設内における段差の解消につきましては、市内全47投票所中、38カ所の玄関などに段差がございますけれども、うち34カ所では、オーダーメイド等のスロープにより段差解消を行っております。残り4カ所につきましては、玄関の向きですとか、建物の構造上、スロープを置きますと公道上にはみ出るなど、設置が難しいという施設でございますので、必要に応じて人的な介助を行っているところでございます。

また、靴の脱ぎ履きなしで出入りできる土足入場につきましては、施設管理者側の御協力によりまして、市内全47投票所のうち、46カ所で土足入場が可能となっております。平成24年当時の資料の数値でございますけれども、札幌市を除き、道内34市の土足入場率の平均が44.2%となっておりますので、本市の97.8%の土足入場率は、全道でも高い水準であると考えております。今まで、投票所施設の所有者や管理者の協力も得ながら、バリアフリーには可能な限り優先的に力を注いできたところでございます。今後も、このような姿勢で選挙の投票環境の向上に努めてまいります。

○酒井（隆裕）委員

先ほど答弁があったように、構造上とはいえ、幾つかの投票所ではスロープが設置されていないというような状況にあります。今回の選挙には人的な介助ということで、実際には対応できないということだと思うのですが、やはりそうした状況をしっかりと確認した上で対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

昨年の第2回定例会におきまして、期日前投票所の箇所を増やすことを提案いたしまして、サービスセンター等でも可能ではないかと質問をいたしました。これについては、試行的とはいえ、増設されたことは大きな前進であり、評価したいと思います。

しかしその一方、今回、選挙権年齢の18歳以上への引き下げを受けまして、全国では、高校、大学に、日にち限定で期日前投票所を設置する動きがありました。市選管としても、情報収集等をしていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

他都市で大学、あるいは道外ですと高校で期日前投票所を設置している例は報道されてございます。道内では函館市のほか、今回、室蘭市や岩見沢市で開設すると承知しております。

今回の選挙権年齢の18歳以上への引き下げを受けまして、若年有権者の政治ですとか選挙の関心や投票率を高めるというのが主眼、第一の目的ということで期待するほかに、大学の近隣に住む有権者にも、一般の期日前投票所として開放することで、利便性を向上させるというような目的も含めて開設しているというふうに理解しているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

意外に結構な都市がやっているということで、これからもしっかりと情報収集に努めていただきたいと思います。

次に、全国的なショッピングセンターが投票所として無料で開放する方針を打ち出しているわけでありまして。こういったことについても、同様に情報収集していると思いますけれども、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

商業施設ということでございますけれども、地域の貢献と、商業施設ですから、集客増の効果から期日前投票所の設置に協力的なショッピングセンターが全国的にはあると聞いております。

本市に当てはめて考えますと、バス、JRとも、市内の広い地域から集まりやすい公共交通の便がいい小樽駅周辺に大型商業施設があれば、最適だと考えております。

期日前投票ということで、具体的に申しますと、例えば築港地域にあるような大型商業施設で考えますと、小樽駅より余市側に居住している方々からすれば、買物ついでに毎日のように行きやすい場所とは言えないのではないかとこのように考えております。

本市で、条件のそろった商業施設というのは、なかなかないという印象でございますけれども、これからもさまざまな情報収集に努めてまいりたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

次長がおっしゃったように、やはり小樽駅周辺というのが最適だと思うのです。ただ、現状では、そういった施設はないということで、これについても情報収集に努めていただきたいと思っております。

次に、市役所の期日前投票所の問題について伺いたいと思います。

ここで、車椅子を使用する身体障害者の方、それから歩行困難な高齢者を介助する方、この方から、どの場所に車椅子があるのかわかりづらいという声がありました。

今は、どの場所に何台置かれているのか、示していただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

車椅子の配置場所でございますけれども、別館1階の図書館側の入り口のエレベーター前に1台、これはもともと総務課で平常時から配置しております。このほか、期日前投票を開催する際にこれまでは、3階のエレベーター前に1台、そして期日前投票所内に1台を配置しておりました。

今回で申しますと、一時的に利用者が集中したということがございまして、外から来た方の車椅子が不足しているという御意見がありました。このため、急遽、3台追加いたしまして、別館地階の当直室横に2台、別館1階図書館側入り口に1台を追加いたしまして、結果としまして、今の時点で申し上げますと、全て図書館側向きの入り口になりますけれども、別館地階に2台、別館1階に2台、そして3階エレベーター前に1台、3階第1委員会室内に1台、合計6台の配置となっております。

○酒井（隆裕）委員

別館図書館側入り口ですけれども、今は、カラーコーンで人が通るところをしっかりとされているのですけれども、中にはマナーのなかなかよろしくない方もいらっしゃって、本来、車をとめないことになっているところにも駐車されていることが多いことから、消防庁舎側の入り口を利用する方がいます。そこで、ぜひ別館消防庁舎側の入り口にも設置していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

確かに、今おっしゃられました別館1階の消防庁舎側の入り口でございますけれども、ここには車椅子の配備はしておりませんでした。大変な御不便をおかけしていたということになりますので、申しわけなく思っております。早急に用意しまして、対応したいと思います。

○酒井（隆裕）委員

対応してくれるということで、すごくうれしく思います。自動ドアのところに車椅子のマークが書いてあるのですが、やはり車椅子がないということをすごく残念に思っていたので、対応してくれるということで、本当にうれしく思います。

次に、搭乗者自身が車椅子操作する場合、例えば電動車椅子を使用する障害者の方もいらっしゃると思うのです

けれども、こういった方が駐車場から期日前投票所まで向かうにはどのようなルートが想定されているのか、伺いたと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

通常、市役所構内の駐車場からということになりますので、別館 1 階の図書館側入り口の自動ドアから入って、エレベーターで 3 階に上がっていただく方法と身障者用スペース、駐車場のスペースにとめた場合は、別館地階の夜間通用口ということになりますが、ただし、いずれも構造上、少し斜面がございます。斜面の少ないルートといましては、別館 1 階の消防庁舎側入り口の自動ドアから入っていただく、このようなルートが考えられます。

介助が必要であると、事前に選管事務局に相談を受けた場合は、駐車場に着いたら御連絡いただきまして、職員が車まで迎えに行くという対応も行っているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

私も、こういったルートで行けばいいのかと思って実験をしたのです。実際に消防庁舎側から入ってやってみたのですが、相当大変です。私の場合は、地階を通ってエレベーターに行き、エレベーターで上がっていったのですが、エレベーターの車椅子のボタンを押しても、ドアの開いている時間が短いのです。それで、エレベーター自体もすごく狭いということで大変だということもあると思うのです。

そこでお伺いしたいのは、介助なしに駐車場から投票所までいくことは可能かどうか調査されたのか、伺いたと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

率直に申し上げまして、車椅子を利用されている方がみずから操作して、介助なしで駐車場から投票所まで移動するルートにつきまして、詳細な検証を選管として行ったことはございませんでした。

これから、電動車椅子の普及が進みまして、小樽市での利用者もふえるということも考えられますので、どのような方法がとれるか、これから研究して、考えてみたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

考えていくということですが、ぜひ考えていただきたい。私は、職員等には声をかけなければならないということ自体が、やはりバリアフリーに反するのではないかと考えています。これからどのような対応が可能なのかも含めて、しっかりと選挙管理委員会にも対応していただきたいと思います。

◎新「市営室内水泳プール」について

次に、新「市営室内水泳プール」について伺います。

今定例会の中で、調査している箇所数について、12カ所だと示されたわけですが、再度、その12カ所について示していただけるでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

現在までに建設候補としてなり得る場所として課題整理を行った12カ所の内訳でございますけれども、まず小樽公園運動場用地、総合体育館用地、市民会館用地、今の緑小学校用地、教育委員会用地、そして、そのほかの市有地としましては、小樽港の多目的広場用地、勤労青少年ホーム用地、市立病院駐車場、総合福祉センター、保健所用地、色内ふ頭公園用地、そのほかに小樽市所有以外の公有地としまして1カ所、そのほか民有地として1カ所、計12カ所でございます。

○酒井（隆裕）委員

結局、緑小学校についても、市民会館のところ、教育委員会のところにしても、小樽公園の中の一つだという感じで、あまり新しみがありませんね。それから、民有地が1カ所というのは、少ないと思うのです。民有地の中でも、利用可能だと思われるところというのは、幾つもあると思うのです。これに限らず、幅広く調査するべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

今後とも、調査を引き続き続けまして、また条件のいいところが見つかりましたら、またそこも候補として挙がってくるものと思われま

○酒井（隆裕）委員

時間も限られているわけですから、素早くやっていただきたいと思います。

この水泳プールについて、本会議での答弁の中で9億円というお金が出てきたわけですが、ただ、その9億円と聞いたときに、私は安いなと思ったのです。というのは、私は以前、滝川市に住んでおりまして、そこで、当時2003年ですから、随分昔ですけれども、8億5,000万円ぐらいで市民プールができたのです。そのプールというのが、流れるプールでありますとか、児童プールでありますとか、幼児プール、そういったものや、歩くプールなども含めたプールが含まれたものでその金額だったわけでありま

す。今までの御答弁の中では、9億円というお金がぼんと出てきたわけですが、どのようなプールを想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○（総務）生涯スポーツ課長

新・市民プール整備検討会議では、道内他都市の状況について、建設費ですとか、財源の状況について調査をしております。

本会議で御答弁させていただいたのは、9億円ということですが、それぞれ建設年ですとか、また施設の規模も大小さまざまであるために、開きがある状況でございます。今の9億円の一例でございますけれども、美唄市にあります市営温水プールすい〜む、こちらが延べ床面積で約2,000平方メートル、建設費が約9億1,000万円かかっております。こちらが開設したのが、平成13年ということで、年数が経過しており、現在、建設資材の単価が上昇していることから、同様の施設を建設すれば、当時よりも割高になるのではないかとこのように考えられます。

その美唄市の施設のプールの状況ですけれども、概要だけを申しますと、競泳用のプール、25メートルプール、短水路が6コース、このほかジャグジーですとか、子供用のプール、歩行用のプールということで調査しているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

これまでの答弁の中で、リハビリ用のもの、それから歩くプールとかというふうに出されています。それはそれですごくいいと思うのですけれども、そういったものを抜きにしてやるという形だったら、はるかに早くできるのではないかとこのように思います。広げてしまっ

○（総務）生涯スポーツ課長

て、例えば50メートルのフルの規格でやりますよという形とかではなくて、先ほど述べたような、十分使えるプールというか、そういった形で私はやるべきだと思うのです。今、副市長がい

らっしゃらないので聞けないですけれども、リハビリ用プール、歩くプールというようなものが出てきた真意というのは、お答えできるのでしょうか。

○酒井（隆裕）委員

競技用も、公認のプールだけであれば、その25メートルプールだけで公認ということになりますけれども、他都市の状況で、市営プールというのを見て、調べてみますと、やはり競泳用プールだけではなく、幼児用、子供用のプールですとか、それこそ今委員がおっしゃられた流れるプールですとか、歩行用、リハビリ用など、高齢者のための、例えば運動の機能を有するようなプール、そういったものもあ

ります。市民プールとしてどういった形態がいいのかというのは、他都市の状況なども踏まえて、今後、検討していかなければならないと考えております。

○酒井（隆裕）委員

結局はこの質問に入ってしまうわけですが、いつまでに水泳プールをつくりたいと考えているのかということなのです。普通、公共施設をつくるという形になれば、基本構想なり基本設計なり、実施設計なりという形で

移っていくと思うのですが、そういったことを考えると、今すぐ場所が見つかってつくるという場合でも、何年後になりますとかという形になると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

(「それ市長呼ばないと、だめなんでない」と呼ぶ者あり)

○(総務) 企画政策室品川主幹

想定される建設にかかる年数ですけれども、他都市の事例を見ますと、設計と建築、この部分で大体 4 年程度かかっている事例が多いようでございます。さらに、そこに至るまでの調査等の準備期間を含めると、さらにもう何年かということも考えられます。

○酒井(隆裕) 委員

この先は、やはり市長に聞かなければならない問題だと思うのですけれども、今言った 4 年かかるということで、これ以上先延ばしすることはできないと思います。今後とも、建設に向けてしっかりと担当部局として努力をしていただきたいと思います。

◎就学援助入学準備金について

次に、就学援助入学準備金の入学前に支給についてであります。

現在の進捗状況について伺いたいと思います。

○(教育) 学校教育支援室成田主幹

就学援助の入学準備金の入学前支給についての検討状況につきましてですが、これは既に先行して実施済みであります自治体のうち、4 市に照会を行いまして、実施状況の詳細について回答があったところです。本市の課題といたしましては、仮に申請期限を 1 月中に前倒しする場合、現在の収入基準である前年の収入状況を証明する書類を保護者の方に提出していただくことが難しくなるため、認定基準を前々年の収入状況とするように基準を見直す必要があるということと、それに伴うシステムの修正などが必要となるために時間を要しているところでございます。

○酒井(隆裕) 委員

課題があることというのは、既に 9 月の時点でわかっていたと思うのです。昨年 9 月の時点では、前教育長が前向きに検討するとおっしゃられたわけです。私としても、その年度は無理にしても、次の年度にはできるのだろうなとすごく希望を持ったわけなのです。9 月から 4 月まで、どういった調査を行ってきたのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室成田主幹

実際、第 3 回定例会以降の調査としましては、先進都市であります福岡市等に電話による聞き取りと、あとはもう 1 市、ホームページ等で調査をして状況把握をしていたところでございます。

○酒井(隆裕) 委員

あまり言いたくはないのですが、電話やホームページだけで調査というのは、あまりにもひどいのではないかと思います。

4 月からは、どのように調査をしているのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室成田主幹

4 月以降につきましては、照会文書をつくりまして、具体的な事務の状況、例えば先ほどお話しした収入はいつのものを基準としているか、それから対象者は小学校 1 年生、中学校 1 年生、両方なのか片方なのか、それから実際支払った後に他都市に転校した結果、支給対象から外れてしまった場合の返納について等を調査し、さらにこの実施した結果、課題が生じた場合の具体について回答を求めたものでございます。

○酒井(隆裕) 委員

課題の解決が必要だというのは、先ほども申しているとおおり、9 月からわかっていたわけでありまして。

それで、今年度に行う、つまり来年の 3 月に実施するということは不可能なのです。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

現在の検討状況からして、課題もある程度整理されてきておりますが、今年度中の実施となりますと、その課題をクリアするのに少々時間がかかる、例えば認定基準、収入基準を前年から前々年にすることによって不公平となる場合とか不利益を受ける方が出てこないように、慎重にその部分を検証しながら課題を整理していきたいと思っておりますので、今年度中というのは難しいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

教育長にお伺いしたいのですけれども、ぜひ、今年度は難しいにしても、来年度は必ずこの入学前支給について、教育長として市長部局に訴えかけていくと。実際、財政の部分で市長部局がだめだと言うかもしれないです、けれども教育長としては教育委員会として強力にやっていくのだということを示していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育部長

先ほど来、主幹から説明をさせていただいておりますけれども、いろいろ見直しを検討してきて、その中で、やはり平成28年度中の実施というのは少々難しいのではないかという判断に至りました。その中で、委員がおっしゃいましたように、29年度中には必ず実施するようになりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

○酒井（隆裕）委員

安心しました。遅れているというのは、確かに、先進事例になるわけですから、大変な御苦勞があると思います。ただ、平成29年度、実際には再来年になるわけですが、実施するというので、私はひとまずは安心をしたところであります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時12分

再開 午後 4 時32分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党。

○佐々木委員

◎消防団活動について

一つ目は、消防団活動についてお伺いします。

消防団員の皆様に対しては、日ごろから、本当に消防行政や防火訓練、火の用心など、夜の巡回などを通して地域住民が安全・安心に暮らせるよう尽力されているということに大変感謝をしているところです。

また、近年続発する自然災害、この前の熊本の大地震や何かを見ましても、まさに命をかけた活動の様子というのが見られて、地域の安全のかなめとして役割は増すばかりだと見させてもらっております。そのような中、やはり市内の消防団活動について心配をされる市民の声が私のところに寄せられましたので、その件について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、前提として、基本的なことをお聞かせいただきたいのですけれども、本市には、消防や防災のために消防

本部と、それから消防団、二つの組織があります。それぞれの役割と分担、連携について御説明をお願いします。

○（消防）横山主幹

消防本部及び消防団は、ともに消火や救助などの現場活動を行い、その被害を軽減することを任務としておりますが、分担ということでは、消防本部は迅速な災害活動に当たり、消防団は主に避難誘導や現場警戒などの後方支援を担うもので、双方が連携して対応しているところでございます。

○佐々木委員

特に、消防団の定義というのですか、それから存在意義、それから重要性について、市の認識などについてお聞かせください。

○（消防）横山主幹

消防本部の定義につきましては、消防組織法第 9 条に基づき、小樽市の機関として設けなければならないと定められており、消防団の組織や定員などは条例や規則で定めております。

存在意義及び重要性につきましては、通常は、火災対応はもとより、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害発生時において、特に重要な役割を担うものであり、地域防災にはなくてはならないものと考えております。

○佐々木委員

今の答弁を聞いて、本当にそのとおりでと思います。各団員の皆さんというのは、その職務への高い責任感というのでしょうか、使命感、それに支えられているために、なかなか私が心配するお金の話にはならないというふうに伺っています。

しかし、地域の町会の役員の方から見ると、今のままで本当に大丈夫なのかと心配になられているようなのです。例えば、新光・朝里地区には小樽市消防団第 13 分団がありますけれども、その運営費は、朝里地区町会に加盟する七つの町会、連合町会が構成する世帯数に応じて拠出している助成金、寄附金によって成り立っているというふうに聞いています。各町会においては、御存じのように、世帯数がやはりどんどん減少しています。それにつれて助成金の拠出というのが減少してしまっていて、当然この消防団の運営費にも影響が生じているのではないかと思います。

そこで、消防団の毎年の主な支出は、どうなっているのか、それから消防団員に係る報酬とか、損害賠償の規定などについてはどうなっているのか、説明をお願いします。

○（消防）横山主幹

消防団への主な支出ですが、年報酬や各種出動報酬、防火衣などの被服購入費、燃料費、詰所の光熱水費、賃貸料など、消防団活動に必要な経費を支出しております。

また、規定につきましては、消防団の組織や報酬などについては小樽市消防団条例、消防団員の損害補償につきましては小樽市消防団員等公務災害補償条例で定めております。

○佐々木委員

市から団運営にかかる助成というのは、どのようになっていますか。

○（消防）横山主幹

消防団活動に必要な支出については、市が負担しておりますので、助成は特に行っておりません。

○佐々木委員

国から消防分団に対する特別交付税等の措置はあるのでしょうか。

○（消防）横山主幹

特別交付税の措置につきましては、標準団員数の 2 倍以上の消防団員を有する市町村、又は前年度より消防団員が増加した市町村とされておりますが、本市においては、いずれも該当しておりません。

○佐々木委員

お聞きすると、本当に財源に限られた中でやっているのだということがよくわかるのですが、消防団は、自治組織として地域の町会からその助成金を先ほど言ったように受けている。しかし、これも先ほど申したように、町会からの助成金の支出が非常に難しくなっているという状況で、やはり今後こういう中で活動に必要な経費について、市からの増額等について検討していただくようなことはできるのでしょうか。

○（消防）横山主幹

消防団活動に必要な経費につきましては、これまでも市が負担しているところでございますが、それぞれの分団の状況も確認しながら、団長、副団長とも協議しながら対応してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

調べたところによると、大規模災害時の消防団の対応力を強化するため、総務省消防庁は、26年ぶりに消防団装備の基準を一新することに決めたのだそうですね。それを受けて、各市町村は、その基準に沿って備品を購入することになる。総務省は、自治体を支援するために、2014年度から、消防団の関連経費を今までよりも多めに見積もって地方交付税を配分したというふうに書かれているというか、調べたのですけれども、そこで本市では交付税措置された中から、具体的に新装備基準に沿ってどのような整備をしてきたのか、また、今後どのような予定があるのか、お聞かせください。

○（消防）横山主幹

平成27年度につきましては、救助用半長靴を支給しており、28年度におきましては、保安帽を予定しております。今後につきましては、26年度に改正されました消防団の装備の基準に基づき、必要な装備の整備に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

その長靴が配付されたというのは、私も記憶にあるのですが、必要な資材、機材の日常維持、整備に必要な機材には、どのようなものがあるのか、そしてそのための費用はどのように捻出されているのかお聞きしたいのです。

聞くと、団員の皆さんが自分たちの報酬から、その費用を出しているというような話も聞こえてくるのですが、その辺は事実なのかどうか、そのとおりであれば、非常に申しわけない話ですし、何らかの対応が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○（消防）横山主幹

日常において、維持・整備が必要な資機材につきましては、小型消防ポンプ、消防用ホース、消防車両等がありますが、修理等が必要な場合は、その都度整備を行っております。

また、その費用については、市が負担しているところでございます。

○佐々木委員

では、団員の皆さんの報酬から出し合っているということはないということですね。

ところで、小樽市消防団員の被服等給与規則というのがあって、団員への給与品名、給与数、それから使用期限が定められている。そして消防団員の制服上下一着の使用期限というのは、その中で10年と決まっている。それから作業服上下一着と帽子は5年ということになっているそうですね。この辺の実情というのはどうなっているのかいうのをお聞きします。

貸与というのもあるので、前任者からのお下がりというのもあるのでしょうか、この使用期間というのは守られているのでしょうか。

○（消防）横山主幹

使用期限につきましては、基本的には規則で定めております年数としておりますが、規定の年数に満たないもの

であっても使用に耐えないものは支給しておりますし、また年数を満たした場合であっても、使用可能なものについては使用しているところがございます。

○佐々木委員

ということは、耐用年数を超えることで安全面にも問題はないということなのでしょうか。

○（消防）横山主幹

消防団員が使用するに当たり、支障を来しているものにつきましては、その都度、交換、支給しておりますので、問題はないものと考えております。

○佐々木委員

そうですね。命を守るものですので、その辺のところはしっかりしていただきたいのですが、その中に被服補修実費月額2,000円を補償することになっているそうですが、この2,000円というのはどうなっているのでしょうか。

○（消防）横山主幹

被服等の支給ができないため、補修等が必要なときは、月額2,000円を支給することとなっておりますが、これまでそのような状況が発生しておりませんので、支給した実績は今のところございません。

○佐々木委員

そういうことなのです。

ところで、先ほど、ひもつきの長靴が全員に支給されているということでしたが、お聞きすると、20年在籍されている方も、これが初めてのことでというふうに伺いました。

しかし、調べますと、消防団員への給与品の先ほどの規定の中に、この長靴の規定はないですけれども、これはどのような経緯で支給されたのでしょうか。

○（消防）横山主幹

被服等給与規則では支給品とされておりましたが、平成25年12月に制定された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に伴い、消防団の装備の基準が改正され、団員の安全確保を最優先と考え、支給したものでございます。

○佐々木委員

このお気持ちというか、そういう原則はわかるのですが、市としては給与品の規定にないものを公費で購入するというのは、やはり規則をきちんと変えてから支給するべきだったのではないかと思いますので、その辺はいかがですか。

○（消防）横山主幹

消防団員の給与品につきましては、基本的に規則に従って給与するものと考えておりますが、安全性の確保や必要性の観点から判断して購入したものであります。

なお、現在、小樽市消防団の被服等給与規則につきましては、国の基準と相違点がありますことから、改正作業を行っているところでございます。

○佐々木委員

これらについて、そういうところはやはりルールを守ってということが大切なことだと思いますので、その辺はきちんとした対応をしていただきたいと思います。

それと同時に、やはり支給するために長期的な計画が必要だと思うのです。そういうものについて、その計画や何かあるのか、それともどうなるのか、示してください。

○（消防）横山主幹

今後の計画につきましては、現在、策定中でありまして、お示しすることはできませんが、新装備基準に基づ

き必要な装備の整備に努めたいと考えております。

○佐々木委員

では、策定中とのことですので、その辺は、できたらまたお示しいただきたいと思います。

消防団の重要性というのは、先ほども述べて聞きましたとおり、本当にたび重なる災害の中では、中核を担っていく本当に大切な活動だと思います。やはり充実強化、加入促進、人数等も減少しているというお話も聞きましたので、その辺のところについても、今後努めていただきたいということをお願いしまして、これについては終わらせていただきます。

◎地震被害想定調査について

北海道の地震被害想定についてお伺いをいたします。

ことし3月、北海道から、平成26年度地震被害想定調査結果というのが発表されたそうで、これは平成26年度に実施した地震動による日本海沿岸の被害想定結果を取りまとめたものだそうです。その中に、後志、それから小樽市のもも入っているということで、それが4月20日に新聞で報道されました。熊本地震が4月14、16日でしたから、それと時期が重なるようにしてこの発表がされたのですけれども、内容は非常にショッキングなものでした。皆さん覚えておられるでしょうか。小樽市でも、死者が19人出るという発表だったのです。非常に具体的な数字の発表だったわりには、私の周りでも、それからほかの方からも、意外と反応がなくて、そちらも少しショックだったのですが、この場をおかりしてこの件についてお話をお聞きしておきたいと思います。

今回のこの道の想定というのは、どういうものなのかお聞かせいただきたいのですけれども、その目的とか、それからこれはどのような方法で行われたのか、想定をするための仕組みというのはどのようになっているのか、それから出てきた数字がどういう意味を持つのか、説明をお願いします。

○（総務）災害対策室半田主幹

北海道が、平成28年3月28日に発表した日本海沿岸の地震被害想定目的や想定仕組みなどにつきましては、北海道が行う減災目標の策定や市町村における防災対策への活用を目的として想定されたものであり、最新の研究成果等に基づき、北海道に影響を及ぼす可能性のある地震の中から、檜山、後志、石狩、留萌管内に特に影響のある22地震を想定し、発生時間別に建物被害や人的被害などを想定しているものでございます。この想定結果は、中央防災会議などの被害想定手法により算定した概数でございまして、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

○佐々木委員

ということは、例えばこの本庁舎が潰れて死者が10人とか、そういう具体的な数字を言っているものではないということですね。ということは、ある意味少し安心するというか、あれですけれども、そこで中の数字について、もう少しお聞きしておきたいのですが、今回の調査の中で小樽市を襲う地震のうち、最大の被害を引き起こす地震の想定というのはどのようになっているのでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

今回の想定で、本市に最も影響のある地震は留萌沖で発生する地震で、地震の規模はマグニチュード7.8、最大震度が6強となっております。

○佐々木委員

熊本地震との比較でお話いただけますか。

○（総務）災害対策室半田主幹

熊本地震との比較であります。まず熊本地震は、阪神大震災や新潟県中越地震と同様に、陸側のプレート内部の断層で発生した直下型と呼ばれる地震であります。震度7が同じ観測点で2回観測されたことや震度6弱以上の余震が5回発生しているほか、熊本、阿蘇、大分地方にまたがる広い範囲で地震が発生するなど、過去の例に当

てはまらない地震であると認識しております。

一方、留萌沖の地震は、海溝型の地震で、今回の地震想定には、熊本地震において発生した前震や余震などの複数回の規模の大きな地震は想定されておられません。

○佐々木委員

熊本地震は、たしか 4 月 14 日のものはマグニチュード 6.5 で震度 7、それから 4 月 16 日はマグニチュード 7.3 で震度 6 強という地震だったと思いますけれども、先ほど聞いた数字だけを見れば、単純に比較するとそれと負けず劣らずの規模のものというふうにお聞きしましたけれども、今お聞きしますと特徴が少し違うということなので、単純に比較はできないということはわかりました。

被害想定について少しお聞きをします。その出てきた想定、道の想定では、先ほど、時間や季節の話も出ておりましたけれども、今回の条件についてお聞かせください。

○（総務）災害対策室半田主幹

今回の地震想定においては、雪による被害の影響や屋内にいる時間帯などを考慮し、災害発生の季節、時間帯を、冬の早朝 5 時、夏の昼 12 時、冬の夕方 18 時の 3 パターンごとに被害を想定しているところであり、本市における想定では被害項目によって違いはございますが、冬の早朝 5 時が最も被害が大きくなっております。

○佐々木委員

実際の被害想定数をお聞きしますけれども、冬の早朝 5 時という条件が一番大きいということですが、それも含めて特徴的な部分でその数字についてお答えいただきたいのですけれども、まず建物被害についてはどうなっていますでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

建物被害につきましては、揺れや急傾斜地の崩壊などによる全壊棟数が合計で 146 棟、半壊棟数が合計で 793 棟、火災被害、焼失棟数 3 棟となっております。

○佐々木委員

人的被害についてお聞かせください。

○（総務）災害対策室半田主幹

人的被害につきましては、同じように、揺れや急傾斜地の崩壊などによる死者の合計数が 19 人、重軽傷者 213 人、避難者数は、避難所の内外で合計 5,442 人となっております。

○佐々木委員

避難者の合計が 5,442 人、非常に膨大な数字になっていますけれども、それ以外のところで、例えばライフラインの被害とか、交通施設の被害とかが出ていたと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

ライフライン関係の被害でございますけれども、上水道の破損箇所が 49 カ所、下水道の被害延長は 14.2 キロメートル、橋梁の不通箇所が 1 カ所となっております。

○佐々木委員

これだけの数字だけを見ると、本当に深刻な被害が出ることが予想されているということがわかりました。この想定について、市での扱い、活用方法について伺いますけれども、この数字を使って、例えば市の防災対策などへの影響というのはあるのでしょうか。

特に、先ほど出てきた避難者数 5,000 人以上について、そういう数字が出ていることについて、避難所運営、それから備蓄や何かについて再考が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

このたびの地震想定の方針策への影響についてですけれども、このたびの地震被害想定と今後、北海道から公

表される予定の新たな津波浸水想定を基に、発災から 3 日程度を賄う数量を目標とする備蓄計画を策定してまいりたいと考えております。

また、避難所運営につきましては、運営マニュアルが現在ではまだ未策定でございますので、策定作業を急いでまいりたいと考えております。

○佐々木委員

今、津波浸水、津波の話も出てきましたけれども、この留萌沖の想定地震ですが、これは、市が津波浸水予測図で想定していた地震のうちの一つと同じ地震ではないですか。

○（総務）災害対策室半田主幹

このたびの北海道の地震被害想定で発生するとされる留萌沖の地震でありますけれども、これは平成 21 年度に北海道が行った津波浸水想定地震を参考に設定された地震であります。

○佐々木委員

だとすると、この今出てきた被害想定に、さらに津波の被害も加わるということになると思うのですが、そのとおりなのでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

委員のおっしゃるとおりでありまして、震源が海底であるということから津波が発生し、その被害がこの地震による被害に加わる可能性がございます。

○佐々木委員

本当に大変な話ですけれども、道の日本海側の浸水予測も、新しい想定によって改定されると、それによって市の津波ハザードマップも改訂版を出すという話だったのですけれども、これはいつごろ出るのかというような、そういう情報というのは来ているのでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

新たな津波浸水想定公表ですけれども、北海道からは、今年度中に公表したいというふうに聞いております。

○佐々木委員

こうやって伺ってきましたけれども、やはり津波、それから地震というのがセットになって来ると、それぞれが単独で来るわけではないということがよくわかりました。そして、こうなってくると本当にそのための対応は、やはりその施設や何か、避難所や何かについても、本当に小樽市はきちんとしておく必要があると切実に思います。いつ起こるかかわからない、そういう状況に対して、これからの的確な対応ができるようによろしくお願いをします。

◎ナホトカ市との姉妹都市提携 50 周年記念事業について

ことは、ナホトカ市の姉妹都市提携 50 周年の年なのです。その情報が全然来ないですし、どこからも聞こえてこないものですから、大丈夫なのかと思って質問させていただきます。

やはり小樽市の国際交流の姿勢が問われるのかなと思うのですけれども、50 周年交流事業の実施や何か、ガイダンスが当然聞こえてくると思っていたのですけれども、なかなか聞こえてこないで、まず小樽市側の予定をお聞きしたいと思います。

もう 7 月 1 日で、1 年の半分が過ぎていきますので、できるだけ早くにということで、お願いします。

○（総務）秘書課長

ナホトカ市との姉妹提携 50 周年の記念事業の内容についてでございます。

まず、使節団の受け入れということを予定しております。歓迎事業を開催する予定であり、ナホトカ市長を初めとする代表団五、六名を予定してございます。10 月 26 日から 10 月 30 日の期間、代表団の受け入れ、同時に文化使節団、これはバラライカなどのロシアの伝統楽器を演奏する音楽使節団で 15 名を予定しており、10 月 25 日から 10 月 30 日までの滞在を予定しております。

歓迎事業といたしましては、50周年記念祝賀会と50周年記念ジョイントコンサートを企画しております。コンサートにつきましては、小樽三曲協会などの文化団体の協力を得ながら、ロシアの民族楽器と和楽器とのジョイントで、日本人によく知られているロシア民謡などをお披露目しようと考えているところであります。日時と場所につきましては、10月29日土曜日、午後の2時間程度で、場所は、市民センターのマリンホールを予定してございます。

○佐々木委員

そこまで、日程まで決まっているのを初めて知りました。きっとこの後、市民の皆さんに周知されると思うのですけれども、ちなみに聞かせていただきたいのですが、10周年、20周年、30周年と、周年行事はきっとやってきていると思いますし、小樽市はナホトカ以外にも姉妹都市あると思うのですがすけれども、他都市との周年行事や何かについて、例えばどんな内容でやってこられたのか、聞かせてください。

○（総務）秘書課長

姉妹都市の周年行事の内容につきましては、その一部を紹介させていただきます。

まず、ナホトカ市でございます。ナホトカ市は、昭和41年9月に姉妹都市の提携を結びまして、51年の10周年、志村市長の時代でございます。こちらの記念事業といたしましては、現在も残っておりますが、JR小樽駅前広場に「友好の壁」、このレリーフを完成してございます。さらに、この年、姉妹都市提携10周年を記念いたしまして、小樽市民友好の船にてナホトカ市を訪問してございます。参加人数は約200名ということでございました。ナホトカ市との20周年記念事業といたしましては、当時の志村市長が61年8月にナホトカ市を訪問してございます。「友情の鐘」を寄贈という形でございます。30周年記念事業といたしましては、当時の新谷市長が団長となりましてナホトカ市を訪問してございます。同時に、この年は、訪問と、ナホトカ市から使節団が来樽してございます。40周年記念事業、こちらはナホトカ市が来樽してございます。記念植樹、記念祝賀会、約90名で祝賀会を開催してございます。

ダニーデン市につきましては、昭和55年に姉妹都市提携を結んでございます。10周年記念といたしましては、ダニーデン市から使節団が訪問いたしまして、友情の鐘を小樽から寄贈いたしました。ダニーデン市からは木製ベンチの記念モニュメントをいただいております。20周年記念事業といたしましては、ダニーデン市が来樽いたしまして、20周年の記念植樹を市役所の前庭において行ってございます。30周年記念事業といたしましては、こちらからダニーデン市を訪問いたしまして、オタゴ博物館で特別展を開催したり、寿司の実演、和太鼓のコンサートなどを開催してございます。さらに、昨年でございましたが、35周年記念という形でダニーデン市を訪問してございます。さらに、ダニーデン市と同時開催で、姉妹都市写真展、小樽は運河プラザを会場にして開催してございます。

江西区につきましては、平成22年に姉妹都市提携を結んでございます。昨年、5周年を迎えまして、森井市長ほか友好使節・親善の使節団が派遣してございます。

一部ではございますが、このような形で周年行事を行ってございます。

○佐々木委員

先ほど、日程までいろいろとお話しいただきましたけれども、準備等は具体的に進んでいるのでしょうか。

また、どこが中心になってやっておられるのか、お聞かせください。

○（総務）秘書課長

準備につきましては、今御紹介をいたしました過去の周年行事というものを参考にしつつ、また、今回、ナホトカ市の代表団は、本市に来る前に、京都府舞鶴市が、ことし、姉妹都市提携55周年ということで、本市訪問の前に舞鶴市への訪問を予定しているという情報もございます。そのため、舞鶴市とも情報交換をしながら準備を進めているという形で、さらには文化団体への協力依頼、そういう部分はこれからではございますけれども、早急に進めたいかなければいけないと考えてございます。

実施主体につきましては、秘書課に事務局があります姉妹都市提携委員会でございます。

○（総務）秘書課長

そういうことで、進んでいるということがわかりましたので、一安心しました。

これから10月に向けてということになると思いますので、頑張ってやっていただきまして、この辺のところの、本当に民間のところでの市民同士の交流をしっかりと支えていただければと思います。

○委員長

民主党の質疑を終結いたします。

市長、副市長が入室されますので、少々お待ちください。

（市長、副市長入室）

新風小樽に移します。

○安齋委員

私の質問に際しまして、お忙しい中、市長、出席いただきましてありがとうございます。

要求はしていないのですけれども、副市長も同行していただいたということで、ありがとうございます。

◎平成29年度組織改革基本方針について

まず、報告から、平成29年度の組織改革基本方針について、気になりましたので質問をさせていただきますけれども、将来的な人口減少を見据えてというところですが、この人口減少の部分というのは、どのぐらいをめどに考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

今後、10年先、人口が減っていく中で、10年間は老年人口が減っていかないと、ただその先はもっと減っていくという中で、どこまでの人口減少を見据えてこの組織改革を行っていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務部副参事

今回示した基本方針の中での見直しの視点のところですが、これはあくまでも、今回のやり方というのは、まずは各部に現在の見直し案を提出していただき、それをまとめて、総務部事務局などで協議していきたいというたたき台でございます。ですから、この部分で何年後を見据えたものかということになりますと、お答えはできないのですが、ただ、今回の基本方針を含めて、今後、市長が10年後を見据えた組織改革ができればいいというようなニュアンスでよく言われていますので、将来的にそのような形の組織改革ができればというふうに考えております。

○安齋委員

では、市長に伺いますけれども、10年後を見据えた組織改革というのは、どういうイメージでいらっしゃるか、お聞かせください。

○市長

実際の10年後そのものを見据えてというよりも、やはり組織、過去にも部や課の再編がありましたけれども、大体その10年たつ中で、その変えたときにおける課題であったりとか、又はさらに時代の変化であったりとか、そのような幾つかその辺に見えてくるものがあると思いますので、私は大体10年ごとにそのような変化が起き得るものかなという考え方の下で、一つの基準として10年という表現をしております。

○安齋委員

大して根拠がないということですね。

庁舎の問題があって、組織改革をするに当たっては、たぶん限界があると思うのです。きっと、将来的に庁舎を建て直さなければいけないという中で、また改めて新たな庁舎の建て替えに向けた組織改編をしなければいけない。私としては庁舎をいつ建て直すかはまだ見えていないのですけれども、今、この庁舎の中でできる範囲というのは限られていると思っています。その中で、10年というスパンの根拠がない中で、申しわけないのですが、各部局から意見の吸い上げの方法というのはどういう形でやるのか、お聞かせください。

○総務部副参事

意見の吸い上げですけれども、実は既に 5 月 17 日の庶務担当課長会議の中で、組織改革の見直しシートというのを示しまして、各部から見直し案を提出していただきまして、私のところで集約しているところです。

平成 16 年と 20 年に、前回、前々回の組織改革をやったのですけれども、このときの組織改革というのは、財政再建、組織のスリム化ありきの組織改革だったのですが、20 年から 8 年たちまして、例えば医療福祉分野でいいますと、たび重なる制度改正などがあって、やはり組織にひずみ、ゆがみが生じているというところもあります。また、社会情勢の変化や市民ニーズ、これに対応できる組織ですとか、人口減少、少子高齢化など、いろいろな問題を抱えていますので、それらの課題に対応できる組織づくりというのが今すぐ求められているのではないかということで、今、市長も 10 年と言いましたけれども、前回の組織改革から 8 年たっていて、こういうような組織になっています。

今、安齋委員から言われたように、限られた庁舎スペースの中での組織改革になりますが、29 年 4 月には、まだ予定ですけれども、観光振興室などが旧農政事務所に移る計画もありますので、そのあたりをうまく利用して組織の再編ができればと考えています。

○安齋委員

今、小樽市総合戦略ができ上がって、その中では企画政策室が担当になっているけれども、各部をまたいでいると、その中でどのように意見を集約して、会議をやったりとか、意思疎通を図っていくかというのは課題なので、逆に DMO の部分で観光協会と一緒になったときに、観光の部分だけまた今度外に行ってしまうとかするので、組織の改革に当たっては、その情報の集約の仕方とか、内部の組織というよりも、その連携についてもやはり一緒にもんでいかなければいけないのだろうと思っていて、そのグループ制の検証などが、どのようになるのかと思っています。今後、御報告いただけるということですから、私としてもいろいろ情報収集して、また議論させていただきたいと思っています。

◎小樽版 DMO について

DMO の関係で、1 点だけ、少し私と認識が違うなというところで、観光協会が抱える課題として「不安定な運営」とあり、東日本大震災のところで、物販収入が回復しなかったと言っているのですけれども、不安定な運営の中では、物販収入に依存しているとなっているのですが、私の認識だと、物販収入もそんなに頼れなくて、会費収入に頼っているのではないかと考えているのですけれども、細かいところなのですが、この認識が間違っていれば指摘していただきたいと思いますし、もし、今、数字で割合はこうですよというのがあればお聞かせください。

○（総務）企画政策室富樫主幹

申しわけございません。割合は、私のほうでは、承知しておりませんが、会費収入というの、やはり会員の数がそれほど伸びていないという中で、伸びる余地があるというか、可能性としては物販収入の部分かと思っていて、ここが落ち込んでいるということは、組織運営としてはやはり収益性が弱くなってしまおうと考えております。

○安齋委員

この先は、経済常任委員会の担当なので、違うところでやります。

◎市長のつじ立ちについて

まず、市民の声の部分ですけれども、代表質問でもさせていただきましたが、市長のつじ立ちにかかわってです。市長が、つじ立ちによって街頭に立って、市民の皆様の感触を肌で感じるのが大事だということをおっしゃっていましたが、どのような感触を得て、それをどう市政運営に生かしているのか、それについて市長からお聞かせいただきたいと思います。

○市長

お役目についてから、それほどの頻度で取り組めておりませんので、市民の皆様からいただいた声を、具体的な

政策に生かしているかという、残念ながら、今のところはありません。

しかしながら、よく除排雪を一つの例に挙げさせてもらっておりますけれども、昨年冬の除排雪の取り組みを幾つか変更等させていただいた中で、市民の皆様がそれに対してどのような感触をお持ちなのか、またどのような判断や評判なのか、そのようなことを知るという機会においては、つじ立ちというのは有効な機会なのかなと思っております。

(「その感触を聞いているのですけれども」と呼ぶ者あり)

○委員長

その内容については、今言われたような内容ですか。

(「どのような判断で、どのような感触だったのかというのを言ってもらわないと、私が質問したのは、どのような感触を得ているのか」と呼ぶ者あり)

○市長

先ほど言いましたのは、今は、具体的な政策には何も反映できておりませんので。

(「それはいいです、それはいいですから」と呼ぶ者あり)

ですから、その感触を得て、今年度の除排雪を改善したことに対して、市民の皆様がどのように感じていらっしゃるのか、それに伴って今後において政策に生かされていくと私は思っているので、当然に反応が悪かったり評判が悪ければ、それはその改善ではなく、また新たな方法をしていかなければならない、そういう私なりの判断だったりとかの材料になっていくのかなと思います。

○安齋委員

その感触とか、そのようなとかと言われても、私たちには判断基準がないのです。

昨日も、新風小樽の高橋龍委員がメモとかしてないのですかと言ったら、していないとおっしゃったので、随分優秀な市長だなと、メモもしないで頭に覚えられるのだなと思ったのですけれども、市長にどういう感触なのかと質問すると、そのようなとか、よかったりとか、精神的な部分でしかなくて、こちらとしては、市長が公務としてやっていることのチェックが全くできないのです。

そこで伺いますけれども、具体例として除雪のことしかおっしゃっていませんが、たぶん市政全般にわたっていろいろな声があると思いますが、除雪以外で、その感触とか、市政運営に生かせるものとかがあるのであればお聞かせください。

○市長

だから、先ほども答弁しましたけれども、まだそのようにできているものは何もありませんから、生かしているものは、現状ではないと思っております。

○安齋委員

市政運営に生かせるものはないということを伺いましたけれども、除雪以外にも御意見とかいただいているのではないですかと、それ以外を聞かせてくださいと質問したのですけれども、ないならいいで、よろしいですか。

○市長

ですから、それほどの頻度でできている状況ではありませんので、除排雪のこと以外においては、私の活動に対しての励ましの声とかが中心かというふうに思います。

○安齋委員

頻度とか関係なく、除雪以外にもたぶんあると思うのですけれども、市長は、除排雪だけで頭がいっぱいなのではないですか。まあいいです。

それでは、公務ということをおっしゃっていたので、これについては、市長が公務で行かれるということであればたぶん公用車で移動してもよろしいと私は思いますけれども、ただ、担当課が一緒にいないということがありま

す。なぜつじ立ちにおいては公用車を使っていないし、担当課と一緒にいないのか、その点についてお聞かせください。

○（総務）秘書課長

つじ立ちに関して、担当課、公用車をつけていないのかという件でございますけれども、つじ立ちは、市長が公選の政治家として行っているという側面もございます。その立場での意見表明や意見交換、つじ立ちに関しましてもその範疇に含まれると思います。行政の長としての立場と政治家としての立場、これらを市長公務という形でくくって考えております。そういう意味では、そういう意味において、公用車の使用、スケジュールの関係、随行という部分に関しては、行政の長としての公務の範囲で考えているということでございます。

○市長

今、秘書課長が話したとおりでありますけれども、私は、そのような活動も公務の一環だとは思っておりますが、その公務の中でも非常に政治活動に近いところでもあると思っておりますので、私なりの考え方、ラインとして、公務の一環としては行っておりますが、職員の随行だったり、又は公用車の使用というのは、今までは使っていなかったものではありません。

しかしながら、安齋委員から、それも公務であって、本来だったらもっと公務なりの活動をするということであれば、もちろん今後において職員の随行だったり公用車の使用であったり、それらも含めて検討する余地があるとは思っています。

○安齋委員

昨日、高橋龍委員が言っていましたけれども、声を受けとめる体制を整えるべきだと私も思います。さらに、公用車を使って、担当課もいるということであれば、逆に市民に周知すべきだと思いますが、そういった観点でも、市長は市民周知をされないということによろしいですか。

○市長

今のお話においては、安齋委員から御指摘があったので、考えていいかなと思っておりますけれども、実際に、その周知においては、今のところは全く考えてはおりません。

○安齋委員

伺いますけれども、日時を決めて、対象者を集めて話すのと、対象者を決めず、考えを述べるのとは何が違うのか、その根拠を示していただきたいと思えます。

○委員長

いかがですか。つじ立ちをされる根拠。

（「違う」と呼ぶ者あり）

○安齋委員

市長は、私の代表質問で、日程の公表につきましては、つじ立ちは、日時を決め、対象者を集めてお話しするというものではなく、私から出向いて、対象者を決めず、私の考えを述べ、その時々への反応や思いを受けとめる取り組みでありますので、あえて公表はしていないと。

（「はい」と呼ぶ者あり）

だから、私としては、日程を公表してもいいのではないかと。別に日程を公表しても、対象としていない人も来るかもしれないですから、それと対象者を決めないでやるというのと、何がどう違うのか、その根拠をお聞かせください。

（「何だ、どう違うのか。根拠」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「日決めて言うと、参加を規制するみたいなことになる」と呼ぶ者あり）

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

○市長

以前にも、たぶん同じような御指摘というか、御質問があって、やはり事前に公表するという点においては、いわゆるそのことを知って集まれる方々が中心となると思いますけれども、それを公表せずに行うということは、その任意性がいわゆる切り替わるというか、いわゆる私がつじ立ちしているときにたまたまた通った方が、思いとか意見を述べていただく、そういう意味合いにおいてのリアルな声というような表現をたしか前にしたかと思えますけれども、その生の声というか、それを受けるようなことを考えますと、事前に公表せずに行ったほうが、それがより高まるという認識を持っているところではございます。

○安齋委員

それは何ですか。

(「何ですか」と呼ぶ者あり)

集まった人だって、生の声を出しているのに、周知しないで、その辺にいる人が、ああ、市長だって、それも生の声だと言うのですか。

(「それは、より」と呼ぶ者あり)

○市長

ですから、それがより高まると、私は思っているところでございます。

○安齋委員

だから、その根拠は何ですかと。思っているではなくて、その思っている背景が根拠、今定例会で、私は何回も、根拠根拠と言いましたけれども、それが何と比べて、どういう根拠の中で私が思っているというのがないと、税金を使って、例えば、市長だって活動費が、市長の給与が発生していますから、税金を使って活動しているのに、それを思っているだけで言って、どのような感触だと聞いても大して何も内容のない話をして。

(「内容ない」と呼ぶ者あり)

(「そして、今、何を聞かれたのですか。話をしているという、指摘はわかりましたけれども」と呼ぶ者あり)

よりリアルで、より高まるというのは、何を根拠にそうやって言っているのですか。

対象者を集めて話すのと、対象者を決めずに考えを述べるのでは、どうしてリアルな声が高まるのですか。

(「公表する」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「そうですね、はい」と呼ぶ者あり)

○市長

いわゆる公表するという点とは、特定の方々が集まる可能性も否定できないと思っておりますので、そのような場面だけではなくて、いわゆる、先ほど言った、生の声というのは、それ以外の方々からも声が拾えるようにという思いでございます。

○安齋委員

意味がわからないのですけれども。そうしたら、特定の方々が集まったら生の声ではなくなる、市長の求めている。

(「そうは言っていない」と呼ぶ者あり)

いや、私は、日程を決めてやってもいいのではないですかと言っているもので、市長がそうやらない理由がわからないのですよ。そして、そのよりリアルな声というのが、全く根拠を示していただけないから、何かわからないと。その根拠を示して、こちらのほうがリアルな声が聞けるのですということを感触ではなくて、根拠で示してもらえ

れば、ああ、そうなのですねとなるのですが、それが一切ないので、そのような指摘をさせていただいているのです。その根拠を示さない間は、私としてはずっと対象者を決めなくてもいいので、日程だけでも周知するべきだと思いますけれども、市長、いかがですか。

○市長

私は、日程を示すべきだとは思ってはいないので、そうはする予定はありません。

また、安齋委員は、定期的なという意味合いでしょうか、そのように行ったほうがいいのではないかとということでありますけれども、私は就任して 1 年少々ですけれども、当然さまざまな公務が入る中で、定めてこのときとか、週に、何曜日とか、月の第何週目とか、そういうところが定められるような状況ではありませんので、現状、なかなかそのような形にはできていないと認識しております。

○安齋委員

では、仮称ですけれども、連合町会単位でされるおたる WAK I・あい・あいトークという取り組みを今後されるということですが、おたる WAK I・あい・あいトークで集まる声とつじ立ちで言われる声と何が違うのか、お聞かせください。

(「違う」と呼ぶ者あり)

○(総務) 広報広聴課長

現在、生活環境部におきまして、市長が地域に出向きまして、地域住民の皆様の御意見を伺う機会を検討しているところでございます。これにつきましては、事前に地区の方に開催案内をして、集まって対応していただくというような形を考えておまして、つじ立ちですと、不特定多数の方に集まっていただくという形の取り組みが中心になりますし、ランダムに開催するという形になりますから、先ほどの答弁と一緒に形になってしまうのですけれども、不特定多数の方がお話を聞くということをつじ立ちではできませんし、おたる WAK I・あい・あいトークで検討しているものにつきましては、開催案内して、町会の方ですとか、その地域の方々の声をより深く聞きたいというような狙いがあるかと思えます。

(「これも同じじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

その町会に周知しても、不特定多数の方が来るのではないですか。その違いがわからないのですけれども、説明してください。

○(総務) 広報広聴課長

対象は、先ほどのような形ですが、開催の案内をするときに、事前にテーマみたいなものを先に出していただきたいという形で、検討しているところと思っております。それによりまして、そのときの生の声を聞くというものとテーマに沿いましてお話しするという形で、多少の違いがあると考えております。

○安齋委員

まだ理解はできないのですけれども。では、市長は、つじ立ちで私の考えを述べているとおっしゃっていましたが、これまでどういうことを述べられてきたのですか。

○市長

述べたことについてですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

聞いたことについてではなくて。

述べたことにおいては、公約にかかわることをお話ししたこともあります。

また、本年第 1 回定例会で、議員の皆様に予算を可決していただきましたので、新たな取り組み等についてもお話をさせていただいたことはあります。

(「全然具体性ないな」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

例えば、直近で、何月何日、どこでどれぐらいの間、公約にかかわることとか予算についてお話ししましたとかというのはありますか。

○市長

恐縮ですが、しばらく行っていないので、日は明らかではありませんけれども、お話しする時間は、長くて30分ぐらいかなというふうに思います。

○安齋委員

あまりこればかりやるとしつこくなりますので、また改めて違うときにやらせていただきますが、私には理解できないことが多いので、また議事録を確認して、小樽市のトップとしてよりふさわしい行動の仕方をしていただるように、私としては指摘をさせていただきたいと思います。

◎ふるさと納税について

次に、ふるさと納税について伺いますけれども、市長就任後、前体制から、ふるさと納税の返礼品についてはどうしようかと検討されてきたと思いますけれども、まず、昨年度、宮崎県都城市が納税額トップになっているという現状とほかの都市でも相当な額の納税額が集まっていることに関して、小樽市の現状を把握して、その比較、分析等はどのようにされているか、お聞かせください。

○（財政）契約管財課長

まず、ふるさと納税の納税額につきましては、報道等で御承知のとおり、近年、全国的に急激に増加しております。制度が始まった平成20年度の金額は、総務省のホームページにも載っていますけれども、全国で約81億円だったのですが、その後、寄附というのは、金銭だとかを無償で提供する、見返りは求めないなど、そう思われているものですが、今や約9割の自治体が返礼品を贈呈しているというような現状であります。

そういう中で、26年度でいけば、全国で390億円だったのですが、昨年度、27年度はさらに増えて1,650億円となり、20年度に比べて20倍となっております。これにつきましては、各自治体が見返りといいますか、お礼の品を充実させまして、これを通してさらにふるさと納税制度というのが周知された、そのような結果だと思っております。

委員のおっしゃる宮崎県都城市は、昨年度、ふるさと納税額が第1位で、額が暦年で35億円と載っていますが、年度で42億円であります。都城市のお礼の品といいますと、肉と焼酎です。霧島酒造株式会社というところの黒霧島という焼酎が全国的に有名らしいです。それから、肉といえば、都城市のA5ランクの宮崎牛ですが、そのように、品物を肉と焼酎に特化してやっています。そしてさらに都城市は、聞くところによると還元率が80%だというようなことを聞いております。そのお得感というか、それがすごいということが理由ではないかと思えます。

一方、小樽市では、5,000円以上の寄附をいただいた方に、これもある程度人気がないわけではないのですが、総合博物館などの入館料が最長2年間無料になる小樽ファン認定証を贈呈いたしておりまして、昨年度は、個人の方から約3,300万円という、これも寄附としては多額、都城市の42億円と聞くと何か金銭感覚が麻痺してしましますが、小樽市を応援してくださっている多くの方から、3,300万円という多額の寄附をいただいたと思っております。

○安齋委員

全国でそういった取り組みが進んでいることによって、逆に小樽市民も他都市へ寄附しているという現状がありますが、小樽市民が納税している額、控除額などについて、もし把握していればお聞かせください。

○（財政）市民税課長

直近の平成28年度申告においてですけれども、小樽市民がふるさと納税制度を利用して住民税控除を申請した件数は、526件、そして税額控除を受けた金額につきましては、1,588万円となっております。昨年度と比べて、件数で言えば約2.6倍、そして税額控除においては約5.6倍となっております。

○安齋委員

先日、テレビを見ていたら、札幌市も他都市に寄附する人が増えているということで、私が見たのは、7億円という額が出ていたのですけれども、たぶんトータル的な問題だと思うのです。市長の公約にありますけれども、ふるさと納税については増進をされるというふうに書かれていました。小樽市としては、ことし始めたばかりですけれども、市長としては、この増進というのは一体幾らを目指しているのかというところを伺いたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○財政部長

小樽市も、ようやく返礼品を充実させた中で、少しでも多く寄附金をいただければ幸いだと思ってございます。ただ、今、御承知のとおり、全国いろいろな都市で返礼品を充実させておりますので、なかなか目標的な数字というのを示すことはできないのかなというふうに思っております。

○安齋委員

ただ、市長が増進を図ってまいると言っているのだから、何か目標ぐらいはあっても、それに届かなくてもいいのですよ。ただ2億円ぐらいはとか、そういうビジョンはお持ちではないのですか。公約に載せていらっしゃるのですが、いかがですか、市長。

○市長

あくまで寄附というのは、納めていただく方々の善意ですから、それにあまり具体的な目標数値を入れ込むということは、私は望ましいことではないと思っております。

○安齋委員

そうしたら、なぜ公約に増進を図ると書いているのですか。まあいいです。市長の公約の中では、「市場のみなさんや商店街の方から特産品や水産物を小樽市が買い上げ、ふるさと納税をしていただいた方に進呈をし」ということです。これは、ある意味、市長公約の中では経済対策というふうな項目の中に入っておられますけれども、市長としては、税収増が目的なのか、経済効果が目的なのか、このふるさと納税に関しては、どちらのことを考えられて盛り込んでいるのか、お聞かせください。

○市長

ふるさと納税におけるそれぞれの市の目的というのは、ほぼ共通されているとは思うのですが、私自身の一番の目的は、このまちの地場産品のPRが一番の目的でございます。

○安齋委員

地場産品のPRということですが、今回はお墨つきブランドから抽出していろいろなパッケージングしているということで、これについては、初期段階ではそういったお墨つきをしているものを選定していくということは妥当だと思っておりますけれども、私としては、やはり小樽の第1次産業というのは誇れるものがあると思っています。ウニとかシャコとかいろいろありますが、地場産品のPRということであれば、その時期の旬のものをPRすることも目的に入れてほしいと思っているのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

安齋委員がおっしゃるとおり、4月からお墨つきの小樽ブランドということで、ワインを初め、日本酒、水産加工品など組み合わせた17種類のことで始めました。これにつきましては、このままでいいとは思っておりません。

ただ、小樽の特産といえば、期間限定になるかもしれませんが、安齋委員がおっしゃったウニ、シャコ、そのほかに個人的にはいろいろ、何とか市場の何とか商店の銀ダラだとか、シャケだとか、ホッケだとかいろいろなものがある、あるいは何とか市場の何とかの燻製だとかいろいろ、スイーツで言えば、どここのチーズケーキだとかいろいろありますけれども、あれもあるこれもと、小樽にはたくさんあります。ただ、これらをどのように選ぶのか、あとどうしてその商品なのか、そのような選定方法、この辺につきまして、今後、当課だけではなくて、庁内

の関係部局に御協力をいただきながら、あと他都市のお礼の品の選定方法、そのようなことも情報収集しながら、これから考えていきたいと思っております。

○安齋委員

ぜひ、契約管財課長は営業マンになったほうがいいのではないかなと思うぐらい、いろいろなPRをしていただきましたけれども、その中で、私は水産もだと思っておりますけれども、ことし、私の友達が、小樽市で数十年ぶりぐらいに新規就農をしまして、要は農業を始めた。その中で、農産物にはどんなものがあるかと見てみると、小樽市では、サクランボですか、これは小樽発祥の品種ということで書かれています。だから、水産物以外にも農産物も結構いいのかなと思っておりますし、サクランボの下にはプラムというのもありますし、トマトとか、いろいろな農産物があるので、このようなところもいろいろ広く見て選定していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

今、安齋委員がおっしゃった農産物のほかに、イチゴ「けんたろう」というのも小樽産ということでありますけれども、そういうのを含めて、今後、考えていきたいと思えます。

○安齋委員

大変失礼しました。「けんたろう」もプリントアウトして持ってきているのですが、飛ばしてしまいました。

その中で、自助努力でいろいろやっていただくということは大変いいことだと思いますし、やっていただきたいと思うのですが、小樽といえば、小樽ブランドだけで結構通じる部分があって、返礼品争いをしなくても、いいものがあれば結構いけるかなと思っております。

その中で、寄附が集まった部分、今度はアウトプットの部分に入りますけれども、今回、市長の幸福度の高いと言った総合戦略の事業にひもづけてその寄附を使っていくという仕組みになっているのですけれども、ホームページを見てもいろいろ盛り込みすぎて、何に使うのだということがどうにもわかりにくい、なので、私としては、ある市では子育てに特化したというようなことをやっていたので、市長は、子育ての医療費無料化とか、保育料の無料化というのを公約に掲げていますから、集まったお金が3億円ぐらいになったらこれをやりますとか、そのように特化したほうがいいのではないかなと思っておりますけれども、この考えについていかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

安齋委員が今お話しされたケースですけれども、確かに他都市で取り入れられているケースが見受けられます。最近、結構注目されていたのが、犬の殺処分をゼロにする取り組みみたいなので目標額、例えば1億円をいつまでに募るという形で成功されているようなケースは確かに見てございます。逆に、そういうアピールをしていっても目標額に達しないケースも何件か出てきております。ですから、いかに魅力ある事業というのでしょうか、寄附の御賛同いただけるような独創的な事業、こういったものを打ち出せるかというのがまず成功の鍵だと思っておりますので、今、小樽市で募集しているのは、確かに広く浅く、少々先が、どれぐらい寄附が集まるかというのが見えない中で進んだ部分もございまして、その優先度を含めてどういうものに当てていくかということで整理してまいりますけれども、今後の検討の中では、その手法についてどのようなやり方ができるのか、可能性について整理をしていきたいと思っております。

○安齋委員

私としては、税収を確保して、新たな事業に取り組んで、子育て世代とか、人口対策にするとか、そういったことはぜひ行っていただきたいと思えます。総合戦略のほうに移っていきますけれども、総合戦略の中では、ある意味、既存事業にただひもづけて盛り込んでいるだけで、新たに市として人口対策のためにやっていくんだという意気込みと事業が見えないのです。だから、その中でやはり新規事業をぜひ確立していただきたいと思っております。

れども、この点についていかがでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

今定例会に上程しております保育士就労支援補助金であったり、先ほど来お話がありました明日の小樽を支える観光イノベーション事業など、徐々に事業の追加をしているということは認識しておりますが、人口減少や地方創生に大いに寄与するような独創的な施策という部分につきましては、まだまだ民間からの情報収集であったり、あるいは私どもの課題発見力が少し低いかと認識しているところでございます。今後、私どもとしては、今、若手職員を中心としたプロジェクトチームにおいて、新たな事業みたいなものを検討しているところでもございますので、こういった中から新たな、新しい取り組みというものが出てくるところを期待しているところでございます。

○安齋委員

◎幸福度 K P I について

あと、せっかく総合戦略の話に行きましたので、代表質問等では、総合戦略の K P I の根拠が大変乏しいのではないかと散々指摘をさせていただきましたけれども、実は達成しているものもあるということで、そこについては担当の富樫主幹から高々にその部分をアピールしていただきたいと思いますが、その中で、P D C A の C の部分になると思うので、その部分を絡めて御答弁いただきたいと思います。

○（総務）企画政策室富樫主幹

幸福度 K P I の現状についてでございます。

次期総合計画に向けたアンケートなど、事業部における調査時期にタイムラグというか、時間差があるものから、まだ全部出そろっているわけではございませんが、33指標のうち17指標については、今、実績値の報告を受けているところでございます。うち12指標については、本年度の目標値を7割以上クリアしているというような状況でございまして、目標値をクリアできていない5指標については、今、事業部に現状確認を依頼しているところでございます。

今、委員の御指摘がありました、平成31年度の目標値を既にクリアしている事業が実は4指標ございまして、内訳を申し上げますと、婚姻率、移住・定住に関する問い合わせ件数、市民の声、除雪依頼件数、観光入込客数、それらは、例えば移住促進、移住・定住に関する問い合わせ件数については、今、やはり地方創生ということで、地方移住がトレンドになっているということもあって件数が大幅に伸びたのかなというふうにも考えておりますし、市民の声の除雪依頼件数については、少雪ということもあって、依頼件数が非常に少なくなったというふうにも考えております。観光入込客数については、インバウンドが好調ということもありまして、想定以上に入り込みが増加したというような状況があります。こうした現状分析をしながら、もう超えたからといって必ずしも目標値を修正するというものではございませんが、目標値の上方修正が可能なものについては、原部と打ち合わせをしながら、現状に即した目標設定をしてみたいと考えております。

今、P D C A サイクルとの兼ね合いというような御質問でございましたので、私どももやはり目標値の達成というよりは、達成できなかった場合とか、今、想定外のことが起きた場合、こういった検証が非常に重要だと認識をしております。やはり我々はまだ指標の設定について、全庁的にあまりなれていないというようなところもありまして、まだまだ指標の現状分析などを妥当性を高めていく必要はあると考えておりますので、今後、指標の追加などについては、市民の皆様の満足度であったり、あるいはアウトカム指標であったりというものの追加も含めて検討してみたいと考えております。

○安齋委員

今回、報告の中での組織改革と、この総合戦略について絡めて質問しましたがけれども、やはりこれに絡んだ中で行財政改革というのは進めていかなければいけないだろうと思いますので、逐一進捗を報告していただきながら議

論して、よりよいものを進めていきたいと思っております。

◎公用車の使用について

最後に、公用車の使用について伺いますけれども、代表質問以降、出してくれと言っているものが出てきておりませんので、改めて伺いますが、市長が、平成28年1月5日に行かれた阿久津内科医院の部分ですけれども、インフルエンザのワクチン接種も公務だということでおっしゃっていましたが、公務だという証拠をお示しいただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

平成28年1月5日のインフルエンザのワクチン接種の件でございますけれども、この時期、市役所内ではインフルエンザが蔓延しておりましたが、市長は、そのインフルエンザのワクチン接種をまだしていないということでございましたので、市長の今後の公務を考えた場合、接種をしておいたほうがよいだろうと私どもは考えまして、公務の合間を縫って接種をしてきたものでありまして、公務を遂行するためには必要であるという判断で公用車を使用したものでございます。

○安齋委員

私が聞いているのは、公務遂行ではなくて、その用務が私用だったのか公務だったのかというのを聞いています。いかがですか。

○（総務）秘書課長

まず、行政の長として、公人として必要であろうという判断をいたしました。そういう意味で、必要な措置であったと考えております。

○委員長

公務だということによろしいですか。

（「それは公務なのですか。公務だったら、その証拠を示してください。市の職員全員、公務でインフルエンザ予防接種できてしまいますよ、そうなる」と呼ぶ者あり）

○総務部長

今おっしゃるように、インフルエンザの予防接種ということだけを捉えれば、今、委員がおっしゃるように単純に公務という話にはならないと思いますけれども、市長は、そのインフルエンザ予防接種をして、そのまま市役所に戻って、すぐ公務についておりますので、いわゆる公用車を使うときというのは、出発点ではなくて、その目的地が公務なのかどうかということで判断されるという考え方がありますので、それで急いで公務のために戻ってこなければならぬという中で、インフルエンザ予防接種をしているという状況ですので、今、委員がおっしゃるように、その時点だけ捉えれば、確かにインフルエンザ接種は公務ではないとなるのだと思いますが、ただ、予防接種をして、すぐにその後の公務につくために取り急ぎ公用車を使用したということですので、そういったことで御理解いただければと思います。

○安齋委員

それ、うそではないですか。阿久津内科に行った後、市長は、そのまま公用車を帰らせていますよね。タクシーで帰ったのですか。最初、その説明していませんでしたよね。

（「え、1月、1月5日ですよ」と呼ぶ者あり）

しかも、私用は2件だけと言ったのに、では3件だったではないですか。

（「公用車で帰ってますけど」と呼ぶ者あり）

どうなのでしょう。

（発言する者あり）

（「帰ってきてますよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

いかがですか、今、御指摘がありました。

(「帰していません」と呼ぶ者あり)

(「帰してないか」と呼ぶものあり)

(発言する者あり)

(「帰してない」と呼ぶ者あり)

(「帰してない」と呼ぶ者あり)

(「帰してない」と呼ぶ者あり)

(「でも、私用だったのでしょ」と呼ぶ者あり)

(「この書き方だと、帰した書き方になっているでしょ」と呼ぶ者あり)

(「うん、帰した書き方になっている。でも、私用だったから、3件ではないですか、したら。2件と言ったのに、うそではないですか」と呼ぶ者あり)

(「帰した」と呼ぶ者あり)

(「帰した、帰してないのはいいけれども、これは私用だったのではないですか、したら。何でうそをつくのですか」と呼ぶ者あり)。

○副市長

私、当時の状況は、おりませんでしたから、聞いた話ですけれども、1月5日の時点では、庁内でインフルエンザが蔓延していたと。その後の市長の日程が予算の市長査定、臨時会、会派説明、それから第1回定例会となっていることを考えれば、万が一市長という立場で……

(「いや、それはわかりました。それはいいですよ」と呼ぶ者あり)

立場でインフルエンザになったら大変なことになるということで、周囲の人たちからのぜひインフルエンザを受けたほうがいいという促しの下に、限られた時間の中でインフルエンザのワクチンを投与に行ったということでございます。そのインフルエンザの予防注射をしたという行為自体は私用かもしれませんが、市長としての、全体としての公務という捉え方で、公用車を利用したと判断しております。

○安齋委員

結局私用は3件であったし、今の解釈だと、職員の方もインフルエンザの予防接種は公用車で行っていいという解釈でよろしいですか。

○副市長

先ほども申し上げましたけれども、私は市長というお立場でと申し上げました。そういう立場にある者として、与える影響が非常に大きいということから判断したということで、一般職員がインフルエンザを打ちに行くときに公用車を使うことは適当ではないと考えております。

○安齋委員

でも、公務は公務ですよ、職員も同じですよ。市長だったら公用車を使ってもいいという、その根拠を説明してもらいたいのと、タクシーで行けばよかったのではないかと思いますので、いかがですか。

○副市長

限られた時間の中で公用車を使うということが、当時の状況としては最適だと判断したものと思います。

○安齋委員

何で最適なのか、タクシーだってそんなに変わらないですよ。呼んでおいて、また呼べばいいのではないですか。だって、私用ですよ。

私が言っているのは、使い方について、是非はありますけれども、それがいい悪いではなくて、最初は私用が2

件だと言ったのに 3 件だったと、そのうそをついていることが問題だと思っているのです。

確かに公務の間に阿久津内科にインフルエンザの予防接種に行ったけれども、それも私用かもしれないがという説明をしておけばいいのに、2 件だと、この前の予算特別委員会の冒頭に市長はおっしゃったではないですか。

(「私用だと思っていないから、そう言うに決まっているじゃないですか」と呼ぶ者あり)

思っていないから、言うに決まっているって。

○委員長

いかがですか、今の安齋委員の質問に対して。

(「インフルエンザも私用でしたと言ってくれれば、それ訂正しますと、3 件でしたと言ってくれればいいですよ」と呼ぶ者あり)

○市長

安齋委員はそのようにお話しされていますけれども、私自身も含めて、そのように認識をしておりませんから、公務の一環として行かせていただいたというところでございます。

(「それは社会通念上。判例見ても、社会通念上出ていないですけれども、インフルエンザ予防接種が公務だと」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

私はいいいのですよ、公務遂行のために使わせていただきましたと最初から言ってくれればいいですよ。なぜそれを今さらまた言うのですか。

全て公務だったと言って、2 件だったと、そして、この前の予算特別委員会では 2 件でしたと言って、インフルエンザの予防接種も私用だったと。そうであれば、当時の本会議で、インフルエンザと 2 件の法要、合わせて 3 件は私用だったけれども、公務遂行上必要だったというふうな答弁してもらえればよかったのではないですか。違いますか。

○副市長

考え方の相違でしょうけれども、私どもとすれば、インフルエンザの予防接種に市長が、そういう立場で、短時間の間に行くということは、当然、公人としての公務だと捉まえておりましたので、そのように答弁したのでございまして、その辺は考え方の相違ではないかなと思いますし、その行為自体は、市民としても、市長という立場で言えば、社会通念上の公務と十分理解が得られるものと私どもは考えております。

(「よくわからないけれども」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

この問題についてはまた改めてさせていただきますけれども、いずれにしても、私としては、最初に全て公務だと言っていることが問題であって、そういった立ち寄ったとか、もしかしてそれに行かなければいけないとかというのはあると思うのですよ。それをきちんと正確におっしゃっていただければいい問題で、あとはその私用の用途については、市民の方が、そういうことをしたらよくないねとか、いいねとか、それは仕方ないねと判断すればいいだけであって、最初からうそをついているから、こういう疑問が後から出てくるということになるのです。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6 時 05 分

再開 午後 6 時 23 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表しまして、議案第20号小樽市非核港湾条例案について賛成の立場で、議案第7号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について反対の立場で、討論を行います。

詳細については、本会議で述べます。

小樽港は、外国艦船の入港が多い港です。本市の観光振興にとっても、小樽港へ核兵器搭載可能な艦船の入港を拒否することは必要と考えます。

議案第7号です。二輪を含む軽自動車全ての税率変更により、2,560万円もの負担増は、庶民増税そのものと考えます。国の制度に伴うものとはいえ、賛成できません。

議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第20号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第7号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。